

電気通信工事共通仕様書

令和2年10月

西日本高速道路株式会社

総 目 次

第1章	総 則	1 - 1
第2章	共通工事	2 - 1
第3章	受配電設備工事	3 - 1
第4章	自家発電設備工事	4 - 1
第5章	直流電源・無停電電源設備工事	5 - 1
第6章	道路照明設備工事	6 - 1
第7章	トンネル照明設備工事	7 - 1
第8章	可変式道路情報板設備工事	8 - 1
第9章	可変式速度規制標識設備工事	9 - 1
第10章	気象観測設備工事	10 - 1
第11章	交通量計測設備工事	11 - 1
第12章	移動無線設備工事	12 - 1
第13章	ラジオ再放送設備工事	13 - 1
第14章	C C T V 設備工事	14 - 1
第15章	ハイウェイラジオ設備工事	15 - 1
第16章	伝送交換設備工事	16 - 1
第17章	衛星通信設備工事	17 - 1
第18章	路車間情報設備工事	18 - 1
第19章	情報ターミナル設備工事	19 - 1
第20章	遠方監視制御設備工事	20 - 1
第21章	E T C 設備工事	21 - 1
第22章	建物電気設備工事	22 - 1
第23章	建物弱電設備工事	23 - 1
提出書類の様式		様- 1
引用規格一覧		

目 次

第1章 総 則	
第1節 目的	1-1
第2節 用語の定義	1-1
第3節 日数等の解釈	1-3
第4節 契約書類の解釈	1-3
第5節 設計図書の貸与、照査及び使用制限	1-4
第6節 監督員及び主任補助監督員等	1-4
第7節 現場代理人等	1-6
第8節 提出書類	1-10
第9節 工事用地等の使用	1-10
第10節 関係官公署及び関係会社への手続き	1-11
第11節 地元関係者との交渉等	1-12
第12節 着工日	1-12
第13節 作業日	1-12
第14節 工事の下請負	1-13
第15節 関連工事相互の協力	1-14
第16節 工事関係者に対する措置	1-14
第17節 暴力団等による不当介入に対する措置	1-14
第18節 技術業務	1-15
第19節 工程表及び履行報告	1-18
第20節 施工計画書	1-18
第21節 工事用材料	1-20
第22節 支給材料及び貸与品	1-26
第23節 工事中の安全の確保	1-27
第24節 環境対策	1-30
第25節 文化財の保護	1-33
第26節 建設副産物	1-33
第27節 施工管理	1-34
第28節 検査及び立会い	1-35
第29節 施工	1-36
第30節 工事の変更等	1-37
第31節 諸経費	1-38
第32節 工事の一時中止	1-38
第33節 不可抗力による損害	1-39
第34節 スライド条項の適用基準	1-40
第35節 単品スライド条項の適用基準	1-41
第36節 インフレスライド条項の適用基準	1-41
第37節 臨機の措置	1-42
第38節 契約変更	1-42
第39節 工期変更	1-43
第40節 年度出来高計画	1-44
第41節 工事の出来形部分の確認及び検査	1-44
第42節 しゅん功検査	1-45

第 43 節	一部しゅん功検査	1-4 7
第 44 節	受渡書の提出	1-4 9
第 45 節	請負代金の支払	1-4 9
第 46 節	遅延日数の算定	1-4 9
第 47 節	部分使用	1-4 9
第 48 節	工事記録等	1-5 0
第 49 節	工事カルテの作成及び登録	1-5 2
第 50 節	保険の付保及び事故の補償	1-5 2
第 51 節	特許権等の使用に係わる費用負担	1-5 3
第 52 節	特許権等の帰属	1-5 3
第 53 節	著作権の譲渡等	1-5 4
第 54 節	契約不適合責任	1-5 5
第 55 節	発生材の処理	1-5 5
第 56 節	工事看板の設置	1-5 5
第 57 節	紛争中における発注者、受注者の義務	1-5 5
第 58 節	交通安全管理	1-5 6
第 59 節	関係法令及び条例の遵守	1-5 7
第 60 節	関係図書の準用	1-5 8
第 61 節	秘密の保持	1-5 8
第 62 節	VE 提案に関する事項	1-5 9
第 63 節	技術提案に関する事項	1-6 2
第 64 節	コンプライアンス窓口	1-6 3

第2章 共通工事

第 1 節	仮設工事	2-1
第 2 節	土工事	2-1
第 3 節	地業工事	2-1
第 4 節	コンクリート工事	2-2
第 5 節	左官工事	2-2
第 6 節	溶接工事	2-2
第 7 節	塗装工事	2-2
第 8 節	スリーブ工事	2-3
第 9 節	機械設備工事	2-3
第 10 節	配管配線工事	2-4
第 11 節	接地工事	2-1 0
第 12 節	避雷針工事	2-1 2
第 13 節	あと施工アンカー工事	2-1 3
第 14 節	耐震設計	2-1 4
第 15 節	無収縮モルタル工事	2-1 6
第 16 節	二重の安全対策工事	2-1 7
第 17 節	ゆるみ止めナット	2-2 1

第3章 受配電設備工事

第 1 節	機材	3-1
第 2 節	施工	3-1

第4章 自家発電設備工事

第 1 節	機材.....	4 - 1
第 2 節	施工.....	4 - 1
第 5 章	直流電源・無停電電源設備工事	
第 1 節	機材.....	5 - 1
第 2 節	施工.....	5 - 1
第 6 章	道路照明設備工事	
第 1 節	機材.....	6 - 1
第 2 節	施工.....	6 - 1
第 7 章	トンネル照明設備工事	
第 1 節	機材.....	7 - 1
第 2 節	施工.....	7 - 1
第 8 章	可変式道路情報板設備工事	
第 1 節	機材.....	8 - 1
第 2 節	施工.....	8 - 1
第 9 章	可変式速度規制標識設備工事	
第 1 節	機材.....	9 - 1
第 2 節	施工.....	9 - 1
第 10 章	気象観測設備工事	
第 1 節	機材.....	1 0 - 1
第 2 節	施工.....	1 0 - 1
第 11 章	交通量計測設備工事	
第 1 節	機材.....	1 1 - 1
第 2 節	施工.....	1 1 - 1
第 12 章	移動無線設備工事	
第 1 節	機材.....	1 2 - 1
第 2 節	施工.....	1 2 - 1
第 13 章	ラジオ再放送設備工事	
第 1 節	機材.....	1 3 - 1
第 2 節	施工.....	1 3 - 1
第 14 章	CCTV 設備工事	
第 1 節	機材.....	1 4 - 1
第 2 節	施工.....	1 4 - 1
第 15 章	ハイウェイラジオ設備工事	
第 1 節	機材.....	1 5 - 1
第 2 節	施工.....	1 5 - 1
第 16 章	伝送交換設備工事	
第 1 節	機材.....	1 6 - 1
第 2 節	施工.....	1 6 - 1
第 17 章	衛星通信設備工事	
第 1 節	機材.....	1 7 - 1
第 2 節	施工.....	1 7 - 1
第 18 章	路車間情報設備工事	
第 1 節	機材.....	1 8 - 1
第 2 節	施工.....	1 8 - 1
第 19 章	情報ターミナル設備工事	

第 1 節	機材.....	1 9 - 1
第 2 節	施工.....	1 9 - 1
第 20 章	遠方監視制御設備工事	
第 1 節	機材.....	2 0 - 1
第 2 節	施工.....	2 0 - 1
第 21 章	ETC 設備工事	
第 1 節	機材.....	2 1 - 1
第 2 節	接地.....	2 1 - 1
第 3 節	試験及び検査.....	2 1 - 1
第 4 節	施工.....	2 1 - 1
第 22 章	建物電気設備工事	
第 1 節	機材.....	2 2 - 1
第 2 節	施工.....	2 2 - 1
第 23 章	建物弱電設備工事	
第 1 節	機材.....	2 3 - 1
第 2 節	施工.....	2 3 - 5

第1章 総 則

第1節 目 的

1.1.1

目的

電気通信工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は西日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する電気工事、通信工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、工事実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1.2.1

用語の定義

第2節 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。
また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更または追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (5) 「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図、機器製作仕様書その他これらに類する詳細図等をいう。
- (6) 「監督員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (7) 「副監督員」、「主任補助監督員」、「補助監督員」及び「施工管理員」とは、本章1.6.2、1.6.3及び1.6.4の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (8) 「しゅん功検査」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (9) 「一部しゅん功検査」とは、契約書第39条第1項の規定に基づき、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。

- (10) 「しゅん功検査員」「一部しゅん功検査員」とは、それぞれ契約書第32条第2項の規定に基づき、「しゅん功検査」または「一部しゅん功検査」を行うため発注者が定めた者をいう。
- (11) 「出来形部分」とは、契約書類の規定に従い適正に履行された工事の部分をいう。
- (12) 「出来高」とは、契約書第38条第3項の規定に基づき、確認された工事の出来形部分の請負代金額をいう。
- (13) 「数量の検測」とは、工事の出来形部分の測定及び施工内容の確認をいう。
- (14) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって指示し、実施させることをいう。
- (15) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- (16) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者もしくは監督員と受注者とが対等の立場で合意し結論を得ることをいう。
- (17) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (18) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員またはしゅん功検査員、一部しゅん功検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (19) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- (20) 「通知」とは、監督員と受注者の間で監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (21) 「連絡」とは、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (22) 「確認」とは、契約書類に示された項目について、発注者もしくは監督員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約書類との整合またはお互いの認識に齟齬がないか確かめることをいう。
- (23) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。なお、電磁的記録（電子データ）を書面として取扱う場合は電子署名を付与したもののがほか、捺印した伝達物を電子媒体化（PDF形式）したものも有効とする。ただし、緊急を要する場合は、電子署名または捺印が付与されていない電磁的記録（メール等）またはファクシミリにより伝達できるものとするが、速やかに、有効な書面を作成するものとする。

-
- (24) 「変更設計図面」とは、契約変更時の添付図面として、入札に際して発注者が交付した設計図を、監督員が受注者に行った工事の変更指示に基づき修正したものをいう。
 - (25) 「同等品以上の品質」とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。
 - (26) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
 - (27) 「参考図」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものではない。ただし、特記仕様書で指定しているものは除くものとする。
 - (28) 発行元の明記がない要領・基準等については、当社制定のものを示す。

第3節 日数等の解釈

1.3.1 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、工期及び本章1.46.1に規定する遅延日数の算定以外の日数の算定にあたっては、12月29日から翌年1月3日まで、5月3日から5月5日まで及び夏期休暇（3日）の期間の日数は算入しないものとする。

第4節 契約書類の解釈

1.4.1 契約書類の 相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1.4.2 共通仕様書、 特記仕様書及び 図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1.4.3 図面の実測値と 表示された数字 の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第5節 設計図書の貸与、照査及び使用制限

1.5.1 設計図書の貸与

監督員は、受注者の要求があり、必要と認めるときは、特記仕様書、図面の原図を貸与する。

ただし、共通仕様書、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領(施設編)及び工事記録作成要領等市販・公開されているものにあっては、受注者の負担において備えるものとする。

1.5.2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により設計図書の照査を行い、契約書第18条第1項第一号から第五号に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1.5.3 設計図書の 使 用 制 限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督員の確認なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第6節 監督員及び主任補助監督員等

1.6.1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
- (2) 契約書第15条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
- (3) 契約書第16条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分、工事用地等の修復若しくは跡片付け
- (4) 契約書第16条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
- (5) 契約書第18条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
- (6) 契約書第18条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正または変更
- (7) 契約書第19条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (8) 契約書第20条の規定に基づき行う工事の全部または一部の施工の一時中止の指示
- (9) 契約書第23条の規定に基づき行う工期の短縮変更の請求
- (10) 契約書第24条の規定に基づき行う工期の変更日数に関する協議、

決定

- (11) 契約書第25条第3項の規定に基づき行う増加費用または負担額に関する協議、決定のうち次に掲げる事項
- 1) 契約書第8条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第15条第7項の規定に基づき行う費用の負担
 - 3) 契約書第17条第1項の規定に基づき行う費用の負担
 - 4) 契約書第18条第5項の規定に基づき行う費用の負担
 - 5) 契約書第19条の規定に基づき行う費用の負担
 - 6) 契約書第20条第3項の規定に基づき行う費用の負担
 - 7) 契約書第23条第2項の規定に基づき行う費用の負担
 - 8) 契約書第27条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 9) 契約書第28条の規定に基づき行う費用の負担
 - 10) 契約書第29条の規定に基づき行う費用の負担
 - 11) 契約書第30条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 12) 契約書第34条第3項の規定に基づき行う費用の負担
- (12) 契約書第26条第3項の規定に基づき行う変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額に関する協議、決定
- (13) 契約書第31条の規定に基づき行う設計図書の変更内容に関する協議、決定
- (14) 契約書第34条第1項の規定に基づき行う部分使用に関する協議、決定

1.6.2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において、監督員は、副監督員の氏名を受注者に連絡するものとする。

1.6.3 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を受注者に連絡するものとし、委任した権限の内容は特記仕様書に示すものとする。

1.6.4 補助監督員、施工管理員

監督員は、自己または主任補助監督員を補助させるため補助監督員、施工管理員を定め、自己または主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は補助監督員の氏名並びに施工管理員の氏名及び所属会社名を受注者に連絡するものとし、委任した権限の内容は特記仕様書に示すものとする。

1.7.1 現場代理人等 の 所 属

第7節 現場代理人等

契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者（以下「現場代理人等」という。）は、受注者に所属する者を原則として契約期間中に設置するものとする。また、専任の主任技術者及び監理技術者は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。受注者は、監督員から監督員の指示した雇用関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

1.7.2 現場代理人等 の 常 駐

- (1) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。なお、契約書第10条3項に規定する現場における常駐を要しない期間とは次の各号に挙げる期間をいう。なお、上記の場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。
- 1) 工事開始の日から本章1.12に示す着工日までの期間。
 - 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
 - 3) 機器等の工場製作が含まれている工事で、機器等の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
 - 4) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
 - 5) 規制抑制期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼動と監督員が認めた期間。
- (2) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間等については専任を要しないものとする。
- 1) 工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員との打合せにおいて定めるものとし、本章1.49.1「コリンズへの登録」における技術者の従事期間についても同様とする。
 - 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
 - 3) 機器等の工場製作が含まれている工事で、機器等の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼動であること。
 - 4) 契約書第32条第4項の規定に基づき発注者が工事の完成を確認した以降の期間。
 - 5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を

- 全面的に一時中止している期間。
- 6) 規制抑制後、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場は不稼動と監督員が認めた期間。
- (3) 主任技術者または監理技術者の職務
主任技術者または監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどることである。施工上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。このことから、工事現場への専任を要しない期間においても、適切な職務の履行に努めなければならない。

1.7.3 現場代理人等の配置

- (1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については次のとおりとする。
- 1) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名以上は、確認資料等の「配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。
- 2) 主任技術者及び監理技術者は、確認資料等の「配置予定の主任（監理）技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。
- なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者でなければならない。
- 3) 共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者または監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。
- 4) 工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になるときは、監理技術者を配置しなければならない。なお、共同企業体の場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置するものとする。
- 5) 構造物もしくは機器等（以下「構造物等」という。）の詳細設計または構造物等の製作を含む工事において、詳細設計中または工場製作中に配置した現場代理人等を詳細設計完了後また

は工場製作完了後に変更する場合は、上記1) 及び2) によるものとする。

6) 上記1) 及び2) の手続きにより選定した者を途中交代する場合及び構造物等の詳細設計または構造物等の製作を含む工事以外で現場代理人を継続して配置することが困難となった場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、実績、資格を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。なお、途中交代できる場合は、次に掲げる場合とし、②、③の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。

- ①病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合
- ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③契約工期が多年に及ぶ場合

また、監督員の確認を得て別に配置する技術者は、原則として下記の要件を満足するものでなければならない。

- 1) の場合は配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者に求めた工事経験と同等以上の工事経験を有する者。
 - 2) の場合は配置予定の主任（監理）技術者の資格で求めた資格を有する者。ただし、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (2) 確認資料等を提出しない工事における現場代理人等の配置については次のとおりとする。
- 1) 主任技術者及び監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る有資格者を選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
 - 2) 経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者または当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を配置しなければならない。
 - 3) 現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。なお、途中交代できる場合は、次に掲げる場合とし、②、③の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。

①病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合

②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

③契約工期が多年に及ぶ場合

また、監督員の確認を得て別に配置する技術者は、建設業法の許可業種に係る資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

4) 構造物等の詳細設計または構造物・機器等の製作を含む工事において、詳細設計中または工場製作中に配置した現場代理人等を詳細設計完了後または工場製作完了後に変更する場合は、上記3)によるものとする。

1.7.4 現場代理人の権限

契約書第10条第2項に規定する「設計図書に示したもの」とは、次の各号に掲げるものをいい、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

(1) 契約変更に係るもの

本章1.38.1に規定するもの

(2) 請負代金の請求及び受領に係るもの

1) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の請求

2) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による前払金の請求

3) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求

4) 契約書第38条第2項及び本章1.41.1に規定する出来形部分の確認請求及び結果の受理

5) 契約書第40条第2項及び第3項の規定による年度出来高予定期額の承諾願の提出

6) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願の提出

7) 本章1.45.1の規定による金融機関の口座の指定

8) 本章1.41.2の規定による工事出来形部分検査願の提出期限の変更協議

(3) 契約の解除に係るもの

契約書第53条に規定するもの

(4) 工事関係者に関する措置請求に係るもの

契約書第12条に規定するもの

(5) 工事の完成に係るもの

1) 契約書第32条第1項、第39条、本章1.42.1及び1.43.4の規定による通知

-
- 2) 契約書第32条第2項及び第39条の規定による検査結果の受理
 - 3) 契約書第32条第4項及び第39条の規定による工事目的物の引渡しの申し出
 - (6) 権利義務の譲渡等に係るもの
契約書第5条の規定による承諾願の提出
 - (7) 紛争の解決に係るもの
契約書第58条及び第59条に規定するもの

第8節 提出書類

1.8.1 監督員を経由しない提出書類

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第4条の規定による保証証券の寄託
- (2) 契約書第12条第4項の規定による監督員に関する措置請求
- (3) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の支払に係る請求書
- (4) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に係る請求書
- (5) 契約書第36条及び第41条の規定による変更後の保証証書の寄託
- (6) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求書
- (7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願
- (8) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求書
- (9) 工事費構成内訳書
- (10) その他入札公告等において指定した書類

1.8.2 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第9節 工事用地等の使用

1.9.1 工事用地等の 使 用

受注者は契約書第16条第1項に規定する「工事用地等」を無償で使用することができるものとする。

ただし、工事用地等は、専ら工事の施工目的に使用するものとする。

1.9.2 受注者が確保すべき工事用地等

工事の施工上当然必要とされる用地及び特記仕様書において受注者が確保すると規定した場合の用地については、受注者の責任で確保し、これを安全に保全管理するものとする。

この場合において、工事の施工上当然必要とされる用地とは、營繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場等）及び専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

ただし、特記仕様書に使用が可能とされた敷地が定められている場合は、特記仕様書記載のとおり使用することができるものとする。

1.9.3 苦情または紛争の防止

受注者は、前項の土地の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

1.9.4 施設管理

受注者は、工事現場における支障となる物件（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上契約書類における規定の履行を以ってしても不都合が生じる恐れがある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

第10節 関係官公署及び関係会社への手続き

1.10.1 関係官公署及び 関係会社への 手続き

- (1) 受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する箇所の施工及び使用にあたっては、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 受注者は、工事に関連する箇所の施工及び使用に当たり許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

第11節 地元関係者との交渉等

1.11.1 地元関係者との交渉

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらにあたっては誠意をもって対応しなければならない。

1.11.2 地元関係者との紛争の防止

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1.11.3 地元関係者との紛争の解決

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

1.11.4 交渉文書等の整備

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書を取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第12節 着工日

1.12.1 着工日

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き工期開始の始期日より30日以内に着工しなければならない。この場合において、着工とは、受注者が工事の施工のため現地に現場事務所等の設置、資器材の搬入、仮設工事または測量等を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあっては、その設計を開始することをいう。

第13節 作業日

1.13.1 作業日

受注者は、設計図書に定める場合を除き、夜間、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで及び夏季休暇（3日）の期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、休日等作業を記載した週間管理表（様式第20号）を監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は、提出された内容を確認後、そ

の結果を書面で通知するものとする。

なお、受注者は、長期休暇に入る場合は週間管理表（様式第20号）に予定を示し、受発注者双方にて確認を行うものとする。

第14節 工事の下請負

受注者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労働の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1.14.1 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が当社における競争参加資格登録取消または、当該工事の地域において、当社から競争参加資格停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 下請負人は当該下請負工事の施工能力を有すること。

1.14.2 施工体制台帳

(1) 施工体制台帳の提出

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号）に従い施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳を変更したときも同様とする。

(2) 施工体系図の提出

受注者は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

受注者は、作成した施工体系図を監督官に提出しなければならない。

なお、施工体系図を修正したときも同様とする。

(3) 名札等の着用

受注者は、施工体系図に記載した受注者の監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者に工事名、工期、

顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならぬ。

第15節 関連工事相互の協力

1.15.1 関連工事 相互の協力

受注者は、隣接工事または関連工事の受注者と十分に調整の上相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第16節 工事関係者に対する措置

1.16.1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.16.2 上記以外の技術者に関する措置 要 求

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と思われるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第17節 暴力団等による不当介入に対する措置

1.17.1 暴力団等による不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、下請負人等（再下請負人、資材納入業者等の発注工事に關係する者を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、以下の要件を満たさなければならない。
 - ・役員等（個人にあってはその者、法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を

いう。以下同じ。) が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等ではないこと。

・役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等でないこと。

・役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる法人等ではないこと。

・役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められる法人等ではないこと。

・役員等が、暴力団または暴力団員との間で社会的に避難されるべき関係を有していると認められる法人等ではないこと。

(2) 受注者は、(1)に掲げる事項について、下請負人等に対して十分指導しなければならない。

(3) 受注者は、工事の施工に際して暴力団等からの不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害（以下、「不当介入」という。）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに別途監督員の指示する様式により、監督員に報告するとともに、警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(4) 監督員へ不当介入を報告した後、受注者は監督員と連絡を密にし、その指示により対応を図るものとする。なお、工程等に支障が生じることが明らかな場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

(5) 発注者は、(1)に掲げる事項について疑いが生じ、警察から排除要請があった場合には、状況によって契約書第12条に基づく措置請求を行う。

第18節 技術業務

1.18.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査

- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 施工方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成及び変更数量の算出
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

なお、(6)変更設計図面の作成については、CADによる図面作成要領(案)施設編に基づき、次のとおり作成するものとする。

- イ) 設計図面の枠外右上に「CAD図面」と記載のある図面を変更する場合は、受注後、監督員から貸与されたCADのデータ形式の図面を、CADによる図面作成要領(案)施設編に従い図面修正し、CADのデータ形式で発注者に提出するものとする。
なお、CADによる図面作成要領(案)施設編は、(株)高速道路総合技術研究所ホームページ(<http://www.ri-nexco.co.jp/>)より無償ダウンロードが可能である。
- ロ) 前記イ) 以外の図面を変更する場合は、完成形状で表現することを基本とする。なお、完成形状の表現に代えて変更箇所は赤色で、廃止箇所は黄色で記入し、変更の状況を明示できるものとしてもよいものとする。

1.18.2 特殊な調査及び 試験の履行等

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれを協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

(1) 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をするものとする。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力するものとする。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。
- ④ 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2) 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(3) 施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(4) 受注者の独自の調査・試験等

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に提出し、その確認を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に発注者にその内容を提出し、確認を得るものとする。

(5) 環境物品等の調達の調査

受注者は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月11日法律第66号）（以下、グリーン購入法という。）

を準拠し、環境物品等の調達の推進を図るものとし、環境物品等を調達した場合には、工事完成後速やかに、実施状況の調査などに協力するものとする。また工期経過後においても同様とする。

1.18.3 三者会議への 協 力 等

三者会議とは発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前等に一堂に会して事業目的、設計方針・条件等の情報の共有及び施工上の課題に対する意見交換等を行う会議である。三者会議の開催頻度は、特記仕様書に定めるものとする。特記仕様書に定めのない場合は受発注者双方の発議により開催できるものとする。なお、受注者は三者会議が開催される場合には、会議の出席等の必要な協力をするものとする。

1.18.4 費 用 負 担

発注者は、前記1.18.1、2、3のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は諸経費に含まれるものとする。

1.18.5 創意工夫の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項（様式第21・22号）について、工事完了までに監督員に提出することができる。

第19節 工程表及び履行報告

1.19.1 工程表の提出

契約書第3条第1項に規定する工程表の提出にあたっては、様式第18号に定めるものとする。

また、機器製作の工程表について、「機器製作仕様書の提出及び承諾」・「材料調達」・「機器製造期間」・「工場試験」・「工場検査」・「現地機器搬入」までの一連を踏まえた工程表を契約締結後30日以内に提出しなければならない。

1.19.2 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、様式第19号により月ごとの工事結果及び翌月以降の予定を示す工程表を、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。

1.19.3 週間管理表の提出

受注者は、週ごとの予定を示す週間管理表（様式第20号）を、毎週、監督員に提出しなければならない。

1.19.4 工事の進捗

- (1) 監督員は、受注者の責により工事等の進捗が遅れ、完成期限に間に合わないと判断する場合には、その旨受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、前項の通知を受けたときは、完成期限を厳守するために必要な対策を監督員に提出し、監督員の確認を得た上で、自らの負担でこれを実施しなければならない。

1.19.5 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」の提出にあたっては、工事費構成内訳書提出書（様式第27号）によるものとする。なお、本章1.19.1で規定する工程表と合わせて提出するものとする。

第20節 施工計画書

1.20.1 施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。ただし、各工種の細部計画等、工事着手前に提出することが困難なものについては、当該工種に着手する前に別途提出することができるものとする。また、

監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとし、特記仕様書または監督員が指示する軽微な工種については、安全管理に関する事項を除き省略できるものとする。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| (1) 工事概要 | (8) 交通管理 |
| (2) 計画工程表 | (9) 環境対策 |
| (3) 現場組織表 | (10) 現場作業環境の整備 |
| (4) 安全管理 | (11) 再生資源の利用の促進と建設副産物及び特定建設資材の適正処理 |
| (5) 施工方法（主要施工機械、仮設設備計画及び工事用地等を含む） | (12) 関係法令の対応に関する事項 |
| (6) 施工管理計画 | (13) 光ケーブル近接工事に関する事項 |
| (7) 緊急時の体制及び対応 | (14) 仕様書に定められた事項 |
| | (15) その他必要事項 |

1.20.2 施工計画書の承諾

受注者は、特記仕様書で施工計画の承諾を得るものとされた事項については、当該事項に着手する1箇月前までに監督員に別途提出し、その承諾を得なければならない。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

1.20.3 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更する事項について、変更施工計画書を監督員に提出し、必要な事項については承諾を得なければならない。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

1.20.4 施工計画書への提案事項の反映

受注者は、入札手続きに総合評価落札方式が適用された工事にあっては、入札前に提出した確認資料等で提案した、施工計画等の内容を全て記載しなければならない。ただし、発注者が採用と認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。

第21節 工事用材料

1.21.1 使 用 材 料

工事に使用する材料は、設計図書に規定する場合及び仮設物を除き新品でなければならない。

1.21.2 使 用 機 器 及 び 材 料 の 品 質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS及びJAS規格が定められている場合にあっては、この規格に適合したものまたはこれと同等の品質を有するものをいう。

1.21.3 工 事 用 材 料 の 確 認 等

(1) 受注者は、工事に使用する機器及び材料については、あらかじめ品名、製造元及び品質規格等を明記する他、受注者が品質を判定した資料（品質を判定した資料には、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を含む。）を添付し以下のいずれかの方法により、監督員に提出し、その確認を得なければならない。

監督員は、提出された工事材料確認願の内容を確認後、その結果を書面で通知するものとする。

- 1) 工事材料確認願（様式第3号）
- 2) 確認を受ける施工図等に記載。

(2) 受注者は、監督員が必要と認めた主要な機材について、あらかじめ、製作図を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

(3) 機器には、製造元、製造年月、形式、製造番号、性能等を記した銘板を取付けるものとする。

1.21.4 不 良 品 の 使 用

受注者は、監督員の確認を得たものであっても、不良品、破損または変質したものについては、使用してはならない。
また、機器製作の承諾を得たものであっても、不具合等が見つかった場合は、不具合の内容・修正方法を監督員に説明し、機器（変更）承諾願を提出し承諾を得るものとする。なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

1.21.5 工事用材料及び 製品の性能及び 品質の確認

監督員は、本章1.21.3の規程により、使用材料の確認等を行う場合、または工事材料確認願もしくはこれに関する施工図の提出を受けた後であっても、材料及び製品の性能及び品質を確認するために工場への立ち合いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

また、本章1.21.3の規定による工事用材料の確認等の後であっても、監督員が必要と認める場合は、その理由を受注者に通知して、材料及び製品の性能及び品質を確認するために工場への立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

なお、この場合、監督員が必要と判断した場合は、監督員も立入り及び立会いすることができるものとする。

1.21.6 工事使用材料及び 製品の規格

この仕様書に示す材料及び製品の規格は、日本国内の規格によっているが、受注者は、監督員の確認を得た試験機関（海外建設資材品質審査・証明事業実施機関を含む。）からの確認を得たもの、または監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。なお、品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

1.21.7 色等の指示

指定色及び字体等は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

1.21.8 材料の搬入及び 検査

受注者は、材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、週間管理表（様式第20号）を監督員に提出し、検査を受けなければならない。検査の対象は、主要な工種及び施工後可視できない部位を対象とし、施工後でも確認できる場合は施工管理記録や写真等を提出することにより省略できるものとする。

ただし、特記仕様書または監督員が指示する軽微な材料については、この限りではない。

1.21.9 材料検査に伴う試験

- (1) 試験は、次の場合行うものとする。
 - a) 設計図書に定められた場合
 - b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 試験は、監督員の確認を受けて供試体を作成し、監督員の確認を受けた場合は、工事現場など試験所以外の場所で試験を行うことができるものとする。

**1.21.10
一括承諾通知の適用**

- (3) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

**1.21.11
機器製作承諾願の提出**

「機器等の一括承諾に関する手続きと運用について」により一括承諾通知を受けた機器及び材料については、本章1.21.11から1.21.17に規定する機器製作仕様書の承諾願に関する手続き、1.21.18から1.21.20に規定する自主検査及び工場立会検査については省略できるものとし、契約締結後60日以内に工事材料確認願（様式第3号）を監督員に提出し、その確認を得なければならない。

受注者は、機器を製作するために必要な構成部品等を調達する以前に、契約図書に示す仕様を反映した機器製作仕様書を提出し、監督員に対し説明・承諾を得なければならない。

機器製作仕様書は承諾内容に準じて、次の仕様書から構成される。

- (1) 機器製作仕様書（ハードウェア）
- (2) 機器製作仕様書（ハードウェア機能仕様）
- (3) 機器製作仕様書（ソフトウェア）※

※別途特記仕様書に定めるものとする。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

**1.21.12
機器製作承諾願の提出（ハードウェア）**

受注者は下表に掲げる事項について記載した機器製作仕様書を提出するものとする。

(1)	要求定義書	① ハードウェア条件 ② システム想定条件 ③ 非機能要件 ④ 上記を示す設計根拠 ⑤ 各種シミュレーション等
(2)	機器仕様書	① システム構成図（物理接続） ② 詳細仕様 ③ カタログ等 ④ 機器姿図 ⑤ 機器実装図 ⑥ 納入実績※または、性能を満足することを証明する実験データ結果※
(3)	その他監督員の指示する事項	

また、提出する際には自社（受注者）の審査機関（部署）の審査を受け、「合格」である旨を証明すること。

※別途特記仕様書で定めるものとする。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

**1.21.13
機器製作仕様書
の提出（ハード
ウェア機能仕
様）**

受注者は、発注者が要求する機能について定義した機能仕様書（下表参照）及び、発注者の仕様書と受注者が想定する機能との相関関係を表した発注者仕様書／機能仕様書・マトリックス表及び機能仕様書を作成する上で必要となる、インターフェース仕様書画面仕様書など各種仕様書／定義書／検討書で構成し提出するものとする。

(1)	システム概要	① システムコンセプト ② 適用規格・法令 ③ 用語説明 ④ 機能間構成全体図
(2)	システム定義	監視点数、端末・モニタ接続数等その他定義が必要な項目等
(3)	装置ごとの機能	契約書で示した装置ごとの機能

**1.21.14
機器製作仕様書
の提出（ソフト
ウェア）**

受注者は、新規のソフトウェア開発を行う場合、必要に応じて要求仕様書（下表参照）、ソフトウェアシステム仕様書、ソフトウェア機能仕様書、ソフトウェア構造設計書を作成し提出するものとする。

(1)	要求仕様書	ソフトウェアに必要な要求性能
(2)	ソフトウェアシステム仕様書	ソフトウェア全体の構成機能
(3)	ソフトウェア機能仕様書	要求仕様書で作成された各機能を本機能を使用するユーザー側から見た挙動の詳細記録
(4)	ソフトウェア構造設計書	テーブル仕様、処理フローなどソースコードを作成する為のデータ

**1.21.15
インターフェース仕様の開示について**

各機器間を結ぶインターフェース詳細規格並びに関連規格について受注者は全て発注者に開示するものとする。

なお、上記インターフェース詳細規格等については監督員の承諾を得なければならない。

また、発注者は受注者の承諾を得ることなく各種インターフェースを他者に公開できるものとする。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

**1.21.16
機器製作承諾願に関する期限**

承諾に要する日数は下表による。ただし、工事の特性等から下表の日数では難しい場合は、別途特記仕様書で定めるものとする。

提出があった機器製作承諾願（及び機器（変更）承諾願）について記載るべき内容（項目）が記載されていない場合またはメール等による電子データのみの提出は、承諾書の提出とは認めない。

設備名	機器承諾願提出期限 (契約締結後の日数)	機器製作の承諾を得なければならぬ期限 (契約締結後の日数)	機器（変更）承諾願提出期限 (現地機器搬入前日数)	機器（変更）仕様の承諾期限 (現地機器搬入前日数)
受配電設備	60日	120日		
自家発電設備	60日	120日		
直流電源・無停電電源設備	60日	120日		
可変式道路情報板設備	60日	120日		
可変式速度規制標識設備	60日	120日		
気象観測設備	60日	120日		
交通量計測設備	60日	120日		
移動無線設備	60日	120日		

第1章 総 則

ラジオ再放送設備	60日	120日	
CCTV設備	60日	120日	
ハイウェイラジオ設備	60日	120日	
伝送交換設備	60日	120日	
情報ターミナル設備	60日	120日	
遠方監視制御設備	60日	150日	
中央局設備	60日	180日	
ETC設備	60日	120日	
その他設備	60日	120日	

ただし、ハードウェア機能仕様書及びソフトウェア製作仕様書については、自主工場検査開始の30日前までに提出し、承諾を受けるものとする。

注1) 日数については、ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）・お盆（8月13日～16日）・年末年始（12月29日～1月3日）は含まないものとする。

注2) 機器（変更）承諾に関する事項において、監督員が認めた軽微なものは除くものとする。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

1.21.17 機器製作承諾願 の審査

提出された機器製作仕様書の内容が適切と判断された場合は、書面を持って「承諾」を回答するものとする。内容が不適切または追加資料を要求する必要がある場合は、書面を持って「不承諾」を回答するものとする。承諾にあっては、設備単位毎に承諾を行うものとし、装置（機器）毎の承諾は行わないものとする。段階施工等の関係上、承諾時期が異なる場合については、別途特記仕様書に定めるものとする。

なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾（もしくは不承諾）の旨を示す承諾書（もしくは不承諾書）を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

1.21.18 機器承諾前検査

受注者は、設計図書に定められた場合において、本章1.21.16で定める期限前までに自主的に事前検査を行い、検査結果データの取りまとめを行うものとし、本章1.21.11で定める機器製作仕様書の提出時

	に検査結果データを合わせて提出しなければならない。
1.21.19 自主検査	<p>(1) 自主検査は、機材の製造工場において、現場搬入の前に行うものとし、検査が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 自主検査は、次の場合について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 設計図書に定められた場合2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 ただし、製造者の標準品で、実験値などが整備されているものは、性能表または能力計算書など能力の証明となるものをもって検査に代えることができるものとする。 <p>(3) 試験は、JIS等に定めのある場合は、これによるものとし、定めのない場合は、監督員の指示により行うものとする。</p>
1.21.20 工場立会い検査	工場立会い検査は、仕様書に定める機材のほか監督員が必要と認める機材について行うものとする。
	<h3>第22節 支給材料及び貸与品</h3>
1.22.1 支給材料及び 貸与品	<p>契約書第15条の規定に基づき、材料を支給する場合及び建設機械器具等を貸与する場合は、支給材料及び貸与品の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。</p> <p>なお、契約書第15条第3項に規定する受領書は、様式第23号によるものとする。</p>
1.22.2 支給材料及び 貸与品の返還	受注者は、材料の支給を受けた工事の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還書（様式第23号）を、監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければならない。貸与品を受けた工事の完了時においても、同様の取扱いを行うものとする。
1.22.3 支給材料貸与 品及び使用	受注者は、支給材料及び貸与品を工事の目的以外に使用してはならない。

第23節 工事中の安全の確保

1.23.1 安全指針等

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守するとともに、建築工事安全施工技術指針・同解説、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、施設工事安全施工技術指針（西日本高速道路株式会社、平成29年4月）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

1.23.2 ガイドライン の遵守

工事の安全性向上を図るため、「重大事故リスクアセスメントガイドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）」を遵守するものとする。なお、特記仕様書に別に定める場合はこの限りではない。

1.23.3 安 全 対 策

- (1) 受注者は、工事関係者だけでなく、付近住民、一般通行人及び一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等または建築物の近傍における工事の施工にあたっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。
- (4) 受注者は、工事現場を明確に区分し、第三者の工事現場への立ち入りを防止する措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、工事の施工にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故等を防止するため、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を、本章1.20.1の規定に定める施工計画書に記載し、監督員に提出するとともに、その実施状況を報告するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②当該工事内容、手順等の周知徹底

- ③工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④当該工事における災害対策訓練
- ⑤当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
- (6) 前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

1.23.4 交 通 安 全

- (1)受注者は、自らの管理下にある工事用車両の運行にあたっては、事故等を防止しなければならない。
- (2)受注者は、工事に使用する車両について、監督員の指示に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならぬ。

1.23.5 工 事 の 安 全

- (1)受注者は、工事現場が隣接した同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。
- (2)監督員が、労働安全衛生法 第30条第1項（昭和47年法律第57号、最終改正令和元年6月14日法律第37号）に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (3)受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。
- (4)受注者は、高所作業、深部の掘削その他特殊な作業については、有資格者または適切な労働者を使用するものとする。
- (5)受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場又はくさび緊結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体または変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

1.23.6 火 災 の 防 止

- 受注者は、工事中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。
- (1)伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
 - (2)受注者は、使用者等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3)ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周

	<p>辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>
1.23.7 危険物の取扱い	<p>受注者は、爆発物または危険物等を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかなければならない。</p>
1.23.8 災害の防 止	<p>(1)受注者は、工事の施工中における豪雨、豪雪、出水、強風、地震、落雷等の自然災害に対し、常に被害を最小限に食い止めるための機材等を準備するとともに、防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p>(1)受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び地形等現地の状況を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。</p> <p>(3)災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p>
1.23.9 事故等の報告	<p>(1) 工事中事故報告 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、工事中事故報告書（様式第17号）を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>(2) 再発防止計画書 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、事故の態様、程度に応じて原則として再発防止計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、受注者は必要に応じ工事施工関係者、関係機関と協議の上、適切な再発防止計画を作成しなければならない。なお、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、工事再開前までに再発防止計画書を受注者から発注者に説明しなければならない。</p> <p>(3) 工事の一時中止 工事の施工中に事故等が発生した場合は、重大災害の2次災害等、引き続く災害防止のための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認のため、工事請負契約書第20条第2項及び第27条に基づき、監督員が、必要があると認めるときは工事を中止させることがある。</p> <p>(4) 工事着手 受注者は、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、監督員から再発防止計画の確認済の連絡があ</p>

るまで工事に着手することができないものとする。

1.23.10 保全安全管理者

- (1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で工事を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び工事関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制工及び規制内工事の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。ただし、特記仕様書に保全安全管理者の配置について定めのある場合は、この限りではない。
- (2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、「保全安全管理講習」を修了し、その有効期限内である者でなければならない。
- (3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。
- (4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

第24節 環境対策

1.24.1 環境対策の基本姿勢

受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の工事施工には十分な対策を講じなければならない。

- (1) 相当数の住居が集合している区域
- (2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m区域
- (3) その他騒音、振動が問題となる区域
- (4) 一般道路への工事用車両の乗り入れ区域
- (5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1.24.2 環境問題への対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から指示があればそれに従わなければならぬ。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、本章1.11.3及び1.11.4の規定に従い対応しなければならない。

第1章 総 則

1.24.3

第三者への損害

監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合に、受注者に対し、受注者に対し善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料を求めるものとする。。

1.24.4

排出ガス対策型建設機械の使用

(1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月31日改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

表1-1 一般工事用建設機械

機種	備考
・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転式オールケーシング掘削	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

第1章 総 則

機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	
----------------------------------	--

(2) 受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成26年1月20日付け経済産業省・国土交通相省・環境省令第1号、最終改正令和2年3月31日付経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できることを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

表1-2 トンネル工事用建設機械

機種	備考
・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャシボ・ダンプトラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1. 24. 5 低騒音型・ 低振動型建設 機械の使用

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月2日付、最終改正昭和62年3月30日付建設省経機発第57号)によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督員と協議することができるものとする。

第25節 文化財の保護

1. 25. 1 文化財の保護

受注者は、工事施工にあたって文化財（文化財保護法にいう文化財をいう。以下同じ。）の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

1. 25. 2 埋蔵物の発見

受注者が工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

第26節 建設副産物

1. 26. 1 産業廃棄物

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事の施工にあたっては、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員が求めた場合は提示しなければならない。

なお、産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について本章1.20.1 施工計画書に記載しなければならない。

1. 26. 2 再生資源及び 建設副産物

受注者は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活

用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

受注者は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理、再生資源の活用を図らなければならない。

- (1) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号、最終改正平成26年6月13日法律第69号)に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用計画書等」という。）を作成し、本章 1.20.1 の規定に定める施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、建設副産物責任者について、受注者に所属するものの中から選定し、本章 1.20.1 の規定に定める施工計画書に記載しなければならない。

なお、再生資源利用計画書等の様式は、国土交通省のリサイクルホームページのExcel形式の再生資源利用（促進）計画書（実施書）の様式、または、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。なお、COBRIS登録に要する費用は受注者の負担とする。

- (2) 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページのExcel形式の再生資源利用（促進）計画書（実施書）の様式、または、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。なお、COBRIS登録に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号、最終改正平成26年6月4日法律第55号（以下「建設リサイクル法」という。））第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、本章1.20.1の規定に定める施工計画書に含め監督員に提出のうえ説明しなければならない。
- (4) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督員に書面（様式第26号）で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第27節 施工管理

1.27.1 施工管理体制の確立

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に従い施工し、品質及び出来形が契約書類に示された基準等に適合するよう、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.27.2 品質管理巡回指導

受注者は、必要に応じて、品質管理状況の点検及び指導を行うため、巡回指導員を派遣することができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。この場合において、監督員は、実施日及び巡回指導員名等を受注者に通知するものとするが、緊急な場合はこの通知をおこなわずに巡回指導員を派遣することができるものとする。

第28節 検査及び立会い

1.28.1 検査及び立会い願

受注者は、契約書第13条及び第14条に規定に基づき定められた仕様書に従って、工事の施工について監督員の立会いまたは検査を請求する場合は、週間管理表（様式第20号）に記載の上、監督員に提出しなければならない。なお、遠距離の工場での立会いまたは検査など往復に相当な日時を要する場合には、事前に監督員と日程を調整しなければならない。

1.28.2 監督員の検査権等

監督員は、工事が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも工事現場または製作工場に立入り、立会いまたは検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が製作工場に滞在し、一部または全部の工程について立会いまたは検査を行うことができるものとする。

1.28.3 検査に必要な費用

契約書第13条第2項及び第14条第6項に規定する「直接要する費用」とは、検査または立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。

なお、監督員が製作工場に滞在して立会いまたは検査を行う場合、受注者は監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1. 28. 4 検査及び立会いの省略	監督員は、設計図書に定められた検査及び立会いを省略することができる。この場合において、受注者は自己の負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。
1. 28. 5 検査及び立会いの時間	検査及び立会いの時間は、当社の勤務時間内を標準とする。ただし、検査及び立会いを必要とするやむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。
1. 28. 6 受注者の責任	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、または検査に合格した場合にあっても、契約書第17条、第32条及び第38条に規定する義務を免れないものとする。
1. 29. 1 施工	<h3>第29節 施工</h3> <p>受注者は、設計図書及び監督員に提出した施工計画書に基づき、工種別の施工計画書及び現地状況にあった工事が施工されるように作成された施工図を作成し、監督員の承諾を受けたうえ、その機能を完全に発揮するよう確実に施工しなければならない。但し、監督員の承諾を受けてその作成を省略することができるものとする。</p> <p>なお、受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。</p>
1. 29. 2 施工の立会い	監督員の立会いは、下記の場合に行うものとする。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 主要機器が設置された場合 (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (4) 総合試験運転を行う場合 (5) 監督員が特に指示する場合
1. 29. 3 施工の検査	(1) 監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。 a) 設計図書に定められた場合 b) 監督員の指定した工程に達した場合 (2) 合格した工程と同じ工法により施工した部分についての以後の検査は、抽出検査とする。但し、監督員が特に指示したもの

1.29.4 施工検査に伴う試験	<p>はこの限りでない。</p> <p>(1) 試験は下記の場合により行うものとする。 a) 設計図書に定められた場合 b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合</p> <p>(2) 試験は、監督員の確認を受けて供試体を作成し、監督員の確認する試験所で行われなければならない。但し、監督員の確認を受けた場合は、工事現場など試験所以外の場所で試験を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。</p>
1.30.1 工事の変更指示等	<p>第30節 工事の変更等</p> <p>監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更または訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>なお、現地取り合わせによる数量の増減等軽微なもの、保守講習会の実施や年末年始の連絡体制等連絡事項等については、工事打合簿（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。</p> <p>監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知するものとする。</p> <p>受注者は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求めるものとする。</p>
1.30.2 施工時期及び施工時間の変更	<p>受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間等を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</p>

1.30.3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従つて工事を施工しなければならない。

1.30.4 受注者の都合による工事の変更

受注者は、自らの都合により設計図書に示す工事目的物の形状寸法または材料規格について変更を必要とする場合は、監督員に協議し、工事変更指示により設計図書の変更の指示を受けなければならぬ。なお、これに伴う契約金額の変更は契約額を上限とした範囲で変更するものとする。

1.31.1 諸 経 費

諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。なお、諸経費に含まれる内容は次のとおりとする。諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、品質管理、工程管理、安全管理等の工事管理に関する費用、各種報告書の作成、工事記録調書の作成、検査等のために必要な労務及び資材の提供、設計図面で受注者の負担で行うとされた技術業務その他技術管理に必要な費用、現場事務所、試験室、宿舎、車庫、雑品倉庫に関する費用その他営繕に関する経費、現場事務所、宿舎等の光熱水費、現場事務所の労務管理、現場事務所職員の人工費、事務経費、福利厚生、租税公課その他現場で必要とする費用、工事の施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本社及び支店等における経費、契約の保証に必要な費用、工事の施工にあたる企業の経営を継続して運営するために必要な付加利益等をいう。

1.32.1 一時中止の要件

契約書第20条1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合等をいう。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れた場合
工事着手後、環境問題等が発生した場合

1.32.2 工事の一時中止 における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部または一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、保全・管理・再開に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

1.32.3 工事の一時中止 に伴う増加費用 の 協 議

(1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の協議書を監督員に提出するものとする。
(2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
(3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（工事一時中止ガイドライン 様式による）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

1.32.4 ガイドラインの 遵守

工事一時中止においては、「工事一時中止ガイドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）を遵守して行うものとする。

第33節 不可抗力による損害

1.33.1 災害通知書 の 提 出

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、遅滞なく工事災害通知書（様式第5号）により発注者に通知するものとする。

なお、工事災害通知書を通知した場合は、その工事災害に関する報告書等を作成し、本章1.48.4に規定する「工事完成図書」により監督員に提出するものとする。

1.33.2 採択基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、工事現場または監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- ② 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ③ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

-
- (2) 強風に起因する場合
最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合
 - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
 - (4) その他設計図書で定めた基準

1.33.3 損害範囲の認定

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1.23.6に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

1.33.4 損害額の協議

契約書第30条の規定に基づき、発注者が負担する額の契約書第25条第3項による協議は、監督員からの協議書により受注者は同意書(様式第9号)を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

第34節 スライド条項の適用基準

1.34.1 適用の原則

契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「スライド条項」という。)に基づく請負代金額の変更(以下「スライド」という。)の適用基準は、次の各項によるものとする。

1.34.2 賃金または物価の変動

スライド条項に規定する「賃金水準または物価水準の変動」とは、それぞれ当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動をいう。

1.34.3 請求の方法

- (1) スライドの請求は、スライドの請求を行う発注者または受注者が賃金または物価の変動状況、当該工事の残工事量等を勘案して、適当と判断した日に行うことができる。ただし、残工期が2箇月未満の場合は、スライドの請求は行えないものとする。
- (2) スライドの請求は、スライド請求書(様式第6号)を相手方に提出することにより行う。

1.34.4 適用の基準日

スライド条項第3項に規定する「基準日」とは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) スライドの請求のあった日が1日から25日までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌月の1日
- (2) スライドの請求のあった日が26日から月末までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌々月の1日

1.34.5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の算定は、基準日の前月末までに完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分の算定をすることにより行うものとし、監督員と受注者との間で確認するものとする。ただし、基準日の前月末に部分払のための工事の出来形部分の検査を行うこととしている工事の残工事量の算定は、当該検査と合わせて行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。

1.34.6 スライド額の協議

- (1) 契約書第26条第8項に規定する協議開始の日は、精算数量が確定した時点とする。
- (2) 受注者から請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、受注者は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したスライドの請求額を記したスライド額見積書（様式第7号、当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。
- (3) 発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。
- (4) 上記(2)、(3)のスライド額は諸経費を含むものとする。
- (5) スライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第8号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

第35節 単品スライド条項の適用基準

1.35.1 単品スライド条項の適用基準

契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場

合に、適用できるものとする。

第36節 インフレスライド条項の適用基準

1.36.1 インフレスライ ド条項の適用基 準

契約書第26条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」とい
う。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注
の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる
場合に、適用できるものとする。

第37節 臨機の措置

1.37.1 措置の請求

監督員は、契約書第27条第3項の規定により、暴風、豪雨、高潮、
地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象
(以下、「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の
確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受
注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.37.2 緊急工事

上記の場合において、受注者が直ちに当該措置に基づく作業をな
し得ないか、またはこれを行う意志がない場合には、発注者は、他
の者に作業させ、この者に当該作業にかかる費用を支払うことがで
きるものとする。当該作業の結果生じた費用及び当該作業に付随す
る費用の負担方法は、監督員と受注者が協議し定めるものとする。

第38節 契約変更

1.38.1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契
約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1.30.1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更
が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合または契約書第39条に規定する
部分引渡しを行う部分の清算を行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 工事施工上必要があると認める場合

1.38.2 変更契約書 の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上、発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1.30.1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項

(3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

ただし、工期の変更、契約書第40条第1項の支払い限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

第39節 工期変更

1.39.1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第4項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1.39.2 事前協議の 手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1.39.3 工期変更協議の 手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第24条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書（様式第10号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書（様式第10号）を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

**1.39.4
受注者からの
工期延長の請
求**

受注者は、契約書第22条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに工期延長願（様式第11号）を監督員に提出するものとする。

**1.40.1
年 度 出 来 高
計 画**

受注者は、契約書第40条第2項に基づき、各会計年度の出来高計画を提出する場合には、年度出来高計画書（様式第12号）を発注者に提出しなければならない。

なお、各会計年度の出来高予定額は、本章1.41.1に規定する各年度における最終の出来形検査願提出時期ごとの年度出来高計画とする。

**1.40.2
年 度 出 来 高
計 画 の 修 正**

受注者は、契約書第40条第3項に基づく「次年度以降の出来高予定額」を提出する場合には、年度出来高修正計画書（様式第13号）を発注者に提出しなければならない。この場合において、受注者は、本章1.19の規定に準じて修正後の工程表を提出するものとする。なお、提出については3月上旬とする。

**1.40.3
年 度 出 来 高
計 画 の 変 更**

受注者は、年度の途中において工事請負契約の変更が行われた場合、契約書第40条第2項または第3項に規定する出来高計画の変更を、発注者に提出ししなければならない。この場合において、受注者は、本章1.19.1の規定に準じて修正後の工程表を提出するものとする。

**1.41.1
工 事 の 出 来 形
部 分 の 確 認**

受注者は、契約書第38条第2項の規定により部分払の請求に係る工事の出来形部分の確認を求める場合には、発注者に対し、工事出来形部分検査願（様式第14号）を、請求月の前月の25日までに提出しなければならない。

第41節 工事の出来形部分の確認及び検査

監督員は、工事出来形部分検査願が提出された後に、工事の出来形部分の確認に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。

発注者は、受注者から提出された工事出来形部分検査願に基づき、完成された工事または製造工場にある工場製品の検査を行い、工事の出来形部分を確認し、その結果を工事出来形部分認定書により受注者に通知するものとする。

受注者は、発注者の確認を受けた工事の出来形部分であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1.41.2 工事の出来形部 分検査願の提出 期 限 の 変 更

発注者は、特に必要があると認める場合は、受注者とあらかじめ協議の上、前項の規定に係らず、工事出来形部分検査願を提出する期限を変更できるものとする。

1.41.3 工事の出来形 部 分 の 検 査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者から提出された成果を審査し、必要に応じて受注者の立会いの上、現場検査または工場検査を行うものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。
- (3) 受注者は、監督員の確認を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。
- (4) 内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その内訳に含まれるすべての作業が完了していないなくても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を算定することができるものとする。
- (5) 一式、一箇所等の単位で検測するものについては、その項目すべてが完成するまで出来高としないものとする。
- (6) 工事の出来形部分が完成後、受注者はあらかじめ工場製品にあっては試験成績表を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。ただし、継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

第42節 しゅん功検査

1.42.1 工事のしゅん功届

受注者は、工事を完成したときは、契約書第32条の規定に基づき、工事しゅん功届（様式第15号）を発注者に提出しなければならない。

1.42.2 工事しゅん功届提出の要件

受注者は、工事しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示すすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事記録情報、変更設計図面及び資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。

ただし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第26条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。

1.42.3 検査日及びしゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.42.1に示す工事しゅん功届が提出された後に、工事のしゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及びしゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.42.4 しゅん功検査の内容

しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物の品質、出来形及び出来栄えを対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形検査
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
- (2) 工事管理状況の検査
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

また、関係法令等に基づく免許申請等を行っている場合は、当該申請書類と現地との整合に関する検査を行う。

1.42.5 軽微な修補の取扱い

- (1) 修補の指示
しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。
- (2) 修補の完了の確認
しゅん功検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、しゅん功検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。
- (3) 修補が完了しない場合
しゅん功検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。
- (4) 検査完了期間の取扱い
前記(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、また前記(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。
- (5) 検査結果の通知
監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、しゅん功検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

第43節 一部しゅん功検査

1.43.1 工事一部しゅん功届

受注者は、契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が完成したときは、工事一部しゅん功届（様式第15号）を発注者に提出しなければならない。

1.43.2 工事一部しゅん功届の要件

受注者は、工事一部しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示す、指定部分に係るすべての工事が完成していること。

- (2) 契約書第17条1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた変更設計図書等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 変更契約を行う必要が生じた工事においては、部分引渡しに伴う変更契約を発注者と締結していること。

ただし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第26条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く変更契約書が準備されていること

1.43.3 検査日及び一部しゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.43.1に示す工事一部しゅん功届が提出された後に一部しゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及び一部しゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.43.4 一部しゅん功検査の内容

一部しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形検査

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況の検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1.43.5 軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

一部しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。

(2) 修補の完了の確認

一部しゅん功検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、一部しゅん功検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

一部しゅん功検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前記(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、また前記(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、一部しゅん功検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

第 44 節 受渡書の提出

1. 44. 1 受渡書の提出

受注者は、しゅん功検査または一部しゅん功検査に合格ししゅん功認定の通知を受けたときは、契約書第32条第4項の規定に基づき、受渡書を発注者に提出しなければならない。

第 45 節 請負代金の支払

1. 45. 1 請負代金の支払

発注者が、請負代金を受注者の指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、請負代金の支払が完了したものとする。

第 46 節 遅延日数の算定

1. 46. 1 遅延日数の算定

契約書第54条第5項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

$$\text{遅延日数} = (\text{しゅん功届受領日} - \text{契約工期日}) + \\ (\text{補修の完了届受領日} - \text{不合格の通知日})$$

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書 第32条第2項及び第6項に規定するものをいい、本章1. 42. 5に

規定するものは含めないものとする。

また、契約書第55条第2項に規定する「遅延日数」は、次式により算出するものとする。

$$\text{遅延日数} = \text{支払日} - \text{支払請求日} - 40\text{日}$$

第47節 部分使用

1.47.1 適用範囲

監督員は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対し部分使用を請求することができるものとし、受注者は正当な理由が有る場合を除き承諾するものとする。

- (1) 別途工事の用に供する必要がある場合
- (2) 一般の用に供する必要がある主要な道路または水路の場合
- (3) その他特に必要と認められる場合

1.47.2 部分使用検査

監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。

この場合において受注者は、当該工事目的物の検査に必要な資料、写真等を準備し、また必要な人員、機材等を提供するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査員を指名することができるものとし、その場合は受注者に対して、検査員名を通知するものとする。

1.47.3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書(様式第16号)を監督員に提出するものとする。

1.47.4 機能使用

機能使用とは、交通規制のもとで施工された工事目的物の一部または全部が、規制解除により契約書第32条による検査・引渡しされる前に一般の交通の用に供される状態をいう。

機能使用は、工事目的物の一部または全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め機能使用を指示した場合に行うものとする。

機能使用により受注者に損害を及ぼした時は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担でこれを修補しなければならない。

第48節 工事記録等

1.48.1 工事記録等

受注者は、西日本高速道路株式会社「工事記録写真等撮影要領(施設編)」及び監督員の指示に従って写真撮影・整理を行い、監督員に提出しなければならない。

1.48.2 工事完成写真

受注者は、西日本高速道路株式会社「工事記録写真等撮影要領(施設編)」及び監督員の指示に従って、工事の完成に際し、完成した工事目的物を撮影し、写真帳としてまとめ監督員に提出しなければならない。

1.48.3 その他の

受注者は、工事記録写真、工事完成写真の撮影にあたり、電子媒体を用いて行う場合は、事前に監督員と打合せを行い使用するものとする。

1.48.4 工事完成図書

受注者は、工事が完成したときは、次の工事完成図書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、提出は製本及び電子媒体とし、電子媒体については西日本高速道路株式会社「工事完成図書の電子納品要領」により作成し、提出部数、製本等については特記仕様書によるものとする。

(1) 工事しゅん功図

工事しゅん功図は、設計原図を基に、すべての設計変更及び現場変更を明確に記載し、作成するものとする。

(2) 取扱説明書集

取扱説明書集は、次の書類をとりまとめたものとする。

- a) 各機器の取扱説明書
- b) 各機器の点検、整備方法書
- c) 各機器詳細図
- d) 結線図、展開接続図等
- e) 使用機器一覧表（品名、製造元、形式、容量または出力、数量等）
- f) 試験成績書（工場試験、現地試験）
- g) 予備品、保守用品一覧表
- h) その他監督員の指示したもの

(3) 施工図集

施工図集は、監督員の承諾を得た施工図をとりまとめて作成するものとする。

(4) 建物集計データ及び施設設備集計データ

建物集計データ及び施設設備集計データは、監督員の指定した

様式により各機器に対して作成するものとする。

(5) 関係法令に基づく申請・届出書類

関係官公署に許可申請や届出等を行ったすべての書類の写しを保管するものとする。

1. 48. 5 費用の負担

前記1. 48. 1、2、3に要する費用は諸経費に含まれるものとし、4に要する費用は受注者の負担とする。

1. 49. 1 コリンズへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、登録期限には、土曜、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日及び本章1. 3に規定する日数は含まない。

（1）受注時は、契約締結の翌日から15日以内。

（2）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内。

（3）完成時は、しゅん功届提出日の翌日から15日以内。ただし、前記1. 4 4に規定する受渡書の提出日までには登録申請を完了すること。

登録内容の変更時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。なお、変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、工事の完成後において訂正または削除する場合についても同様に、コリンズから発注者に電子メールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、コリンズ登録に要する費用は受注者の負担とする。

1. 50. 1 保険の付保

契約書57条に規定する火災保険、建設中工事保険その他の保険の付与は、工事現場内及び新幹線を始めとする鉄道交差部や高速道路、一

般国道と交差する箇所等において工事を行う際、第三者被害や工事目的物を損傷させる等のリスクを伴う場合は、それぞれの事象に応じ受注者の判断で必要な保険に原則として加入するものとする。

1.50.2 法定保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入しましたは、加入させなければならない。

1.50.3 法定外の労災保険の付保

前記1.50.2による他、受注者は法定外の労災保険について加入しなければならない。

1.50.4 業務上の事故補償

受注者は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1.50.5 建設業退職金共済組合への加入

(1) 受注者は、自らの負担で建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内に発注者に提出しなければならない。

ただし、期限内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定期限を書面により申し出るものとする。

(2) 受注者は、上記(1)ただし書きの申し出を行った場合または、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙の係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。

なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により発注者に提出しなければならない。

第51節 特許権等の使用に係わる費用負担

1.51.1 特許権等の使用に係わる費用負担

(1) 受注者は、契約書第8条の規定に基づき、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等の使用に関して費用の負担を発注者に求める場合には、第三者との補償条件の交渉を行う前に発注者と協議しなければならない。

(2) 契約書第8条において、販売価格、損料及び使用料等に特許権

等に係わる費用を含んで流通している材料、機械等については、発注者が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかつたとしても、受注者はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。

第 52 節 特許権等の帰属

1. 52. 1 特許権等の帰属

- (1) 受注者は、当該工事の施工に関連して発明、考案、創作及び商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 前記の発明等が、発注者受注者共同によるものであるときは、発注者と受注者で協議の上、それぞれの持ち分を定め、特許、実用新案、意匠または商標出願をするものとする。

第 53 節 著作権の譲渡等

1. 53. 1 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品（契約書第39条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下本項において同じ。）が著作権法（昭和45年5月6日法律48号、最終改正令和2年6月12日法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場

合には、当該成果品を使用または複製し、また、契約書第1条第5項の規定に係らず当該成果品の内容を公表することができる。

- (6) 発注者は、受注者が設計業務の成果品の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第54節 契約不適合責任

1.54.1 欠陥の調査

受注者は、契約不適合責任期間中に欠陥が出現した場合において、発注者がその欠陥の原因の調査をすることを指示したときは、これに従わなければならない。

1.54.2 欠陥の原因調査に要する費用の負担

前記1.54.1に示す欠陥の原因調査に要する費用は、契約書第45条の規定に基づき受注者の費用で修補・代替物の引渡しをする場合、または受注者が発注者の請求した方法と異なる方法による履行の追完をする場合、もしくは履行の追完がなされない場合を除き、発注者の負担とする。

第55節 発生材の処理

1.55.1 発生材の処理

- (1) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記仕様書によるものとする。

なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書（様式第4号）を作成して監督員に提出するものとする。

- (2) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記仕様書によるものとする。

なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、発生材調書（様式第4号）を作成して監督員に提出するものとする。

1. 56. 1 工事看板の設置

第 56 節 工事看板の設置

受注者が工事名、請負人名等を記載した看板を設置しようとする場合には、その内容を事前に監督員に提出し、監督員の確認を得るものとする。

1. 57. 1 紛争中における 発注者受注者の 義務

第 57 節 紛争中における発注者、受注者の義務

- (1) 受注者は、契約書第59条及び60条の規定に基づく手続きを行つた場合においても、工事を継続しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が発注者の定めたものに不服があり、契約書第59条及び60条の規定に基づく手続きを行つた場合においても、契約書第35条及び第41条の規定に基づく前金払、契約書第38条及び第42条の規定に基づく部分払を行わなければならない。
- (3) 前記の場合で、契約変更を必要とする時は、発注者及び受注者は、発注者は、不服のある事項又は発注者、受注者間で争いのある事項を明らかにした仲裁合意書を作成の上、発注者が定めたものに従い、受注者は契約変更の締結を行うものとする。
- (4) 発注者は、工事が完成した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第32条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第33条に基づく請負代金の支払を行うものとする。

1. 58. 1 交通安全

第 58 節 交通安全管理

- (1) 受注者は、工事用搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。
- (2) 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通保安要員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交

通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、関連する諸法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

- (4) 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- (5) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号、最終改正平成31年3月20日改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令270号、最終改正令和2年6月12日政令第181号）第22条における制限を超えて、建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号、最終改正令和2年6月12日法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の緒元	一般的制限値（最高限度）
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路について、最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t) 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- (6) 受注者は、上記(5)の一般制限値を超える車両を運行させようとする場合は、運搬距離、許可証の確認方法等を記載した運搬計画を作成し、本章1.20.1に規定する施工計画書に記載しなけ

ればならない。また、運搬計画どおり運行していることを確認した資料については、監督員から要求があった場合、速やかに提示できるよう整理保管するものとする。

第 59 節 関係法令及び条例の遵守

1. 59. 1 関係法令及び 条例の遵守

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、受注者の責任・義務においてすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、諸法令を自己の責任において遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の設計図書が関係諸法令及び条例に照らし不適当である場合や、矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

1. 60. 1 関係図書の準用

本共通仕様書に記載の無い項目については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」の、それぞれ最新版によるものとする。

なお、標準仕様書中の「監督職員」は「監督員」、「受注者等」は「受注者」と読み替えるものとする。

また、公共建築工事標準仕様書中の「標準図」は特に注記が無い場合、「公共建築設備工事標準図」を示すものとする。ただし、西日本高速道路株式会社施設機材仕様書集（以下「機材仕様書集」という）に記載のある事項については、そちらを優先するものとする。

第 61 節 秘密の保持

1. 61. 1 目的

工事の施工のため、秘密情報及び個人情報を開示及び提出するにあたり、以下のとおり定める。

1. 61. 2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でな

	<p>いものをいう。</p> <p>(2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、最終改正令和2年6月12日法律第44号）に規定されたものをいう。</p> <p>(3) 「秘密情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形態の如何を問わない。</p> <p>1.61.3 目的外の使用</p> <p>工事施工のために提出された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。ただし、監督員が認めたものは、この限りではない。</p> <p>1.61.4 適正な管理</p> <p>(1) 工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 監督員が求めた場合、受注者は管理に必要な措置について定めた情報管理基準を発注者に提示する。</p> <p>1.61.5 資料の持出し</p> <p>秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。</p> <p>1.61.6 守秘義務</p> <p>工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。</p> <p>ただし、下記の項目に該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報</p> <p>(2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報</p> <p>(3) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報</p> <p>(4) 法的手手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報</p> <p>1.61.7 工事完了後の取扱い</p> <p>工事完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）</p>
--	---

	<p>を返還し、返還が不可能または困難な場合には、監督員の指示に従って、当該媒体を消去または廃棄する。</p> <p>秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、工事完了後もなお有効とする。</p> <p>1. 61. 8 工事の下請負を行ふ場合の取扱い</p> <p>当該工事の一部を下請負に付した場合には、受注者は下請負人に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。</p> <p>第 62 節 VE 提案に関する事項</p> <p>1. 62. 1 VE 提案</p> <p>VE 提案とは、契約書第19条の3の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、受注者が発注者に対して行う提案をいう。</p> <p>1. 62. 2 VE 提案を求める範囲</p> <p>VE 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、工事材料または施工方法（以下「施工方法等」という。）の変更により請負代金額の低減を伴う場合に限るものとする。</p> <p>ただし、以下の提案は、VE 提案の求める範囲に含めないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案(3) 提案の実施にあたり、関係機関の協議等、第三者との調整等を要する提案(4) 入札手続きにおいて技術提案を求めた工事にあっては、当該技術提案を求めた項目に係る設計図書の変更に伴う提案 <p>なお、VE 提案の範囲を特定する場合は、特記仕様書に示すものとする。</p> <p>1. 62. 3 VE 提案書の提出等</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 受注者は、本章 1. 61. 1、1. 61. 2の規定によりVE 提案を行う場合は、次の各号に掲げる事項をVE 提案書（様式第24号）に記載し、工期開始の日から当該VE 提案に係る部分の施工に着手する2箇月前までの間に発注者に提出し審議を受けなければならない。<ul style="list-style-type: none">1) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由
--	---

-
- 2) 品質証明の保証
 - 3) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 4) VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 5) 関連工事との関係
 - 6) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 7) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する資料、図面その他の書類の追加の提出を受注者に求めることができる。
- (3) VE提案の提出に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

1. 62. 4 VE提案の審査及び採否等

- (1) 発注者は、VE提案について次に掲げる事項を審議するものとする。
 - 1) 施工の確実性、安全性の確保
 - 2) 設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で、かつ経済的な優位性
- (2) 発注者は、前記1)、2)を全て満たすと判断される場合は、原則として採用することとし、VE提案の採否を決定するものとする。

1. 62. 5 VE提案の採否の通知

発注者は、前項によるVE提案の採否について、VE提案の受領後28日以内に書面により受注者に通知するものとし、VE提案を採用しなかった場合はその理由を付して通知するものとする。なお、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

1. 62. 6 VE提案の採用に伴う設計図書及び請負代金額の変更

- (1) VE提案の採用に伴い設計図書の変更を行う必要がある場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- (2) VE提案の採用に伴い設計図書の変更が行われた場合において、請負代金額の変更を行う必要があるときは、契約書第25条の規定に基づくものとする。
- (3) 前項(2)の変更を伴う場合において、VE提案によりVE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) 採用したVE提案に、契約書第18条に規定する事項が生じた

場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応ずるものとする。

- (5) 採用したVE提案に、契約書第18条に規定する事象が生じた場合において、前記(3)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、受注者の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能または著しく請負代金低減額が減少した場合においては、発注者、受注者協議して定めるものとする。
- (6) 発注者は、当該VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所所有権を有する提案については、この限りではない。
- (7) 発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第63節 技術提案に関する事項

1.63.1 技術提案

技術提案とは、総合評価落札方式を適用した工事において、受注者が、入札前に提出した確認資料等で提案した施工計画、施工体制、社会貢献度、地域貢献度、技術提案等をいう。

1.63.2 総合評価計画書の 提出

- (1) 発注者は、現場着手に先立ち、技術提案の内容及び実施方法等を記載した総合評価計画書（様式第25-1号、第25-2号）を本章1.20.1の規定に定める施工計画書とともに監督員に提出しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないこと及び過大な提案とし評価しないことを通知した技術提案については、履行義務を負わないものとし、総合評価計画書に記載してはならない。
- (2) 発注者は、工事の契約手続中における競争参加資格結果の通知時に、加点評価を行わない技術提案（記述式のすべての技術提案）を通知する。受注者は、この加点評価を得なかつたとして通知された技術提案については履行義務を負わないものとし、総合評価計画書への記載は不要とする。
- (3) 受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更等に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議のうえ取扱いを定めるものとする。

- (4) 受注者の技術提案に関して、受注者の責によらない条件変更に伴い、技術提案の履行が不可能となった場合は、当該提案の履行の義務は負わないものとする。

1. 63. 3 総合評価実施報告書の提出

受注者は、総合評価計画書に基づき実施した技術提案の履行内容を総合評価実施報告書（様式第25-3号）に取りまとめ、工事完成時に監督員に提出しなければならない。

1. 64. 1 不適切な指示の通報

受注者は、業務履行中及び業務完了後において、当社社員（グループ会社を含む）及び施工管理員から不適切と思料される指示または要求があった場合には、監督員または契約責任者のほか、下記①～②のいずれかに、通報するものとする。なお、当社は、受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

- ①西日本高速道路株式会社 技術本部 施設部 施設技術課
②西日本高速道路株式会社コンプライアンス通報・相談窓口

1. 64. 2 通報の方法

前項に規定する①への通報にあたっては、信書をもって行うものとし、②に通報する場合は、当社のウェブサイトに掲載されている方法をもって行うものとする。なお、①に信書をもって通報する場合の住所等は次のとおりとする。

(住所) 〒530-0003

大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ18階
(宛先) 西日本高速道路株式会社 技術本部 施設部 施設技術課

1. 64. 3 不当要求行為の報告

受注者は、工事の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合またはなされる恐れのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

第2章 共通工事

第1節 仮設工事

2.1.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合には、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第2章「仮設工事」の該当事項による。

第2節 土工事

2.2.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」第2節「土工事」に記載の事項以外は、西日本高速道路株式会社 土木工事共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」という。）第2章「土工」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合には、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）3章「土工事」の該当事項による。

第3節 地業工事

2.3.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」の該当事項による。

第4節 コンクリート工事

2.4.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」第4節「コンクリート工事」に記載の事項以外は、土木工事共通仕様書 第8章「コンクリート構造物工」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合には、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）5章「鉄筋工事」及び第6章「コンクリート工事」の該当事項による。

第5節 左官工事

2.5.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合には、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第15章「左官工事」の該当事項による。

第6節 溶接工事

2.6.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」第6節「溶接工事」に記載の事項以外は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく「ボイラー構造規格」、「圧力容器構造規格」、「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」及び「冷凍保安規則」に基づく告示に定めるものを除き、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）7章「鉄骨工事」の該当事項による。

第7節 塗装工事

2.7.1

一般事項

次の事項以外は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合には、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第18章「塗装工事」の該当事項による。

(イ) 施工時に行う塗装は、特記仕様書及び図面に指定されている場合には、それによる。

(ロ) 亜鉛めっき付着量は、特記仕様書及び設計図によるもの

第2章 共通工事

とする。ただし記載のないものについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」 4. 種類及び記号による。

- (ハ) 塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート (M S D S) を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

第8節 スリーブ工事

2.8.1

一般事項

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編「一般共通事項」第2章「共通工事」の該当事項による。

ただし、建築工事と一括して発生する電気通信工事の場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第6章「コンクリート工事」の該当事項による。

第9節 機械設備工事

2.9.1

一般事項

機械設備工事は、西日本高速道路株式会社 機械設備工事共通仕様書（以下、「機械設備工事共通仕様書」という。）の該当事項による。

ただし、第3章「受配電設備工事」以降に記載されている事項は、この限りでない。

第10節 配管配線工事

次の事項以外は、**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）**
第2編「電力設備工事」・第6編「通信・情報設備工事」の該当事項による。

2.10.1

機材

(a) 電線類

(1) 電線類

一般配線工事に使用する電線類は、西日本高速道路株式会社施設機材仕様書集（以下「機材仕様書集」という。）、**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）** 第2編「電力設備工事」・第6編「通信・情報設備工事」の該当事項に示す規格とする。

(b) 電線保護物類

(1) 合成樹脂線び及び附属品

合成樹脂線び及びその附属品は、表2.1に示す規格によるものとする。

表2.1 合成樹脂線び及び附属品

呼 称	規 格	備 考
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(種)	JISマーク表示品目
合成樹脂線びの附属品	経済産業省令で定める電気用品の技術上の基準	JISマーク表示品目

上表に規定されていないものは、電気用品の技術上の基準に定めるところによる。

(2) プルボックス

金属製プルボックス（セパレータを含む。）は、呼び厚さ1.6mm以上の鋼板又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作する。

(3) 金属ダクト

屋外またはトンネル内用金属ダクトは、原則として溶融亜鉛めつき仕上げとし、亜鉛付着量はJIS H 8641（溶融亜鉛めつき）による。

ただし、鋼板の厚さと付着量の関係は、特記仕様書及び設計図によるものとする。

(4) ケーブルラック

屋外、トンネル内及び共同溝内用ケーブルラックは、機材仕様書集及び機械電気通信設備標準図集（以下「標準図」という。）による。

- (5) バスダクト及び付属品
耐火バスダクトは、関係法令に適合したものとする。

C) 外線材料

- (1) 埋設標及び標示ピン
管路または、地中ケーブルの埋設標及び標示ピンは、機材仕様書集及び標準図による。
- (2) 結束型合成樹脂可とう電線管
結束型合成樹脂可とう電線管は標準図による。
- (3) 多孔陶管
多孔陶管は J I S C 3 6 5 3 (電力用ケーブル地中埋設の施工方法) 「付属書2 (規定) 多孔陶管」による。
- (4) ビニル被覆SUS製フレキシブル電線管
ビニル被覆SUS製フレキシブル電線管は機材仕様書による。
- (5) 樹脂製ケーブルトラフ
樹脂製ケーブルトラフは再生プラスチックを主材料とした樹脂製のケーブルトラフである。

(d) 機材の試験

- (1) 試験
機材の試験は、機材仕様書集による。

2.10.2

施 工

(a) 共通事項

- (1) 電線
金属管配線、合成樹脂管配線（PF管、CD管、VE管）、波付硬質合成樹脂管配線（FP管）、結束型合成樹脂可とう電線管配線（FEPS管）、多孔陶管配線（CP管）、樹脂製ケーブルトラフ（TRF）、金属製可とう電線管配線、ビニル被覆SUS製フレキシブル電線管配線（SUSFX管）、金属ダクト配線、金属線び配線および合成樹脂線び配線に用いる電線は、ビニル電線又はEM-IE電線等とする。

- (2) 電線の接続
通信用電線の接続は、公共建築工事標準仕様書（電気設備

工事編) 第2編「電力設備工事」第2章「施工」第1節「共通事項」2.1.1「電線の接続」(1)、(2)によるほか、次による。

イ) 通信用電線の接続及び成端は、原則として表2.2の方法により行う。

表2.2 通信用電線の接続及び成端

ケーブル種別	接続		成端	
	外部接続	芯線接続	外部接続	芯線接続
市内対ケーブル	工法(1) 又は(B)	工法(A)	工法(2)	工法(A)
低損失対ケーブル	工法(1)	工法(B)	工法(2)	工法(B)
構内ケーブル	工法(2)	工法(A)	—	—
局内ケーブル	工法(2)	工法(A)	—	—

ロ) 外部接続

工法(1)は再度切開き、回線系統の変更ができるものをいう。工法(2)は、プラスチック系の管により接続部の保護を行い、内部には、防湿用レジンを注入して、固形化するものをいう。

ハ) 芯線接続

工法(A)は、芯線間を圧着等工法により接続、分岐するものをいう。工法(B)は、芯線間を半田仕上げ工法により接続、分岐するものをいう。

(b) 合成樹脂線
び配線

(1) 線び及び付属品

線びは、端口及び内面が、滑らかで電線の被覆を損傷しない構造のものとする。また、付属品は、線び及び施設場所に適合したものとする。

(2) 線びの敷設

(イ) 線びのベースは、原則として造営材に500mm以下の間隔でねじ止めとするか又は接着剤その他の方法で堅固に取付け る。

ただし、端部、突合せ部又は器具取付部分では、100mm以下の間隔で2箇所ねじ止めとする。

(ロ) 線びの終端部は、閉そくする。

(3) 線びの接続

- (イ) 線び及び付属品は、相互にすき間なく接続する。
- (ロ) 隅部分の接続は、原則としてつき合せ法とする。
- (4) 線び内の配線
 - (イ) 線びの内部では、電線の接続をしてはならない。
 - (ロ) 配線は、線び敷設後、内部を清掃し行う。
 - (ハ) 配線は、キャップ等で、電線を圧迫しないように又は器具端子に張力がかからないように余裕をもたせる。
- (5) その他
 - その他本節に明記のない事項は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第3節「合成樹脂管配線」に準ずる。

(c) ケーブルラック

- (1) ケーブルラックの敷設
 - ケーブルラックの敷設（電力用電線）は、次による。
 - (イ) ケーブルラックの水平支持間隔は、屋外においては設計図による。
 - (ロ) 屋外において、ケーブルラックを支持するつりボルトは設計図による。

(d) ケーブル配線

- (1) ケーブルの敷設
 - (イ) ケーブルの敷設（電力用電線）
 - ケーブルを造営材に取付ける場合、サドルの材質は、湿気の多い場所では、ステンレス製、溶融亜鉛めっきを施したもの又は合成樹脂製とする。
 - ケーブルを保護する管及びダクト等の敷設について、屋外における厚鋼電線管の接続は、防水処置が施されたねじなし工法とすることができる。
 - ケーブルを金属管、合成樹脂管、可とう電線管、金属ダクト及び地中ケーブル保護材料に収めて配線する場合、本項記載事項以外については、各配線の該当事項によるほか、次による。
 - (イ) 1管に収容するケーブル条数は、原則として3条以下とする。
 - (ロ) 高圧及び幹線ケーブルは、1管1条とする。
 - (ハ) 60V以下の制御ケーブル並びに通信用ケーブルと電力ケーブルは、同一管内に収容しないものとする。

- (口) ケーブルの敷設（通信用電線）
 ピット内の配線は、次による。
 ① ケーブルは、極力交差が少ないように整然と並べる。

(e) ケーブル
銘板

(1) ケーブル銘板

電力及び通信ケーブル等に取り付けるケーブル銘板は次による。

(イ) 電力及び通信ケーブル等に取り付けるものとし、ケーブル銘板を色分けし、視覚的にケーブル毎の重要性を識別することで、ケーブル損傷事故防止対策の一助とするため、以下のとおり用途及び使用区分に合せてケーブル銘板の板色及び文字色を区分する。

用途及び区分	板色	文字色	備考
電力ケーブル（高圧）	赤	白	
電力ケーブル（低圧）	白	黒	
通信ケーブル（光）	黄	赤	
通信ケーブル（メタル）	黄	黒	
制御ケーブル	青	白	
接地線	緑	白	

※板色及び文字色は社団法人日本塗料工業会2013年G版値を参考とすることとし、各色の値は以下のとおりとする。

赤色 : G07-40X=7.5R4/14

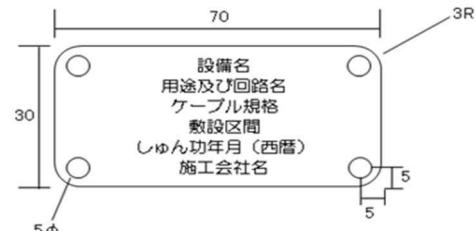
白色 : GN-95=N9.5

黄色 : G22-80V=2.5Y8/12

青色 : G72-40T=2.5PB4/10

緑色 : G49-40T=10G4/10

黒色 : GN-10=N1



(ロ) ケーブル銘板の材料及び品質

材質 : ポリ塩化ビニール (PVC)

寸法 : 1.0t × 30mm × 70mm (角3R)

字体 : 丸ゴシック体 表面シルク印刷 文字高4mm程度
 穴寸法 : 5φ (銘板4隅にせん孔)

表示内容 : ケーブル銘板には、設備名称、用途及び回路名称、ケーブル種別、敷設区間、しゅん功年月(西暦)及び施工会社名を記載することとする。

(h) ケーブル銘板の取付場所

取付場所は原則として以下のとおりとし、文字が容易に見えるように取り付けるものとする。

なお、取付場所が盤内等の狭小な場所での立ち上がり部で、銘板の取付が困難な場合はケーブルを結束し容易に識別できるようにするものとする。

(i) 機器立上り部

(ii) マンホール、ハンドホール内

(iii) ピット・プルボックス内、ラック上

(iv) その他監督員の指示する箇所

取付は、結束バンド等により堅固に取り付けるものとする。

(f) ケーブル
スパイラル

(1) ケーブルスパイラル

(i) 視覚的に認識させることでケーブル損傷事故防止対策の一助とするため、通信ケーブル（光）に取り付けるものとする。

(ii) 施工範囲

(ii) の取り付け箇所に敷設される通信ケーブル（光）に取り付けるものとする。ケーブルスパイラルの接合及びケーブルスパイラル端部のケーブルへの固定については、2号保護用PVCテープにて行うものとする。

(iii) ケーブルスパイラルの材料

材質：エチレン酢酸ビニル共重合体（EVA）樹脂

色：黄色

(iv) ケーブルスパイラルの取付場所

取付場所は原則として以下のとおりとする。

(i) マンホール、ハンドホール内

(ii) その他監督員が指示する箇所

(g) 地中配線

(1) 掘削及び埋戻し等

(i) 掘削幅は、地中配線が施工可能の範囲の最小幅とし、標準図による。

(2) 管路の敷設

(i) 電力用管路の埋設深さは、建屋周辺、歩道部分、PA、SA等の園地等は、600mm以上、その他は300mm以上とする。

(ii) 道路横断部（駐車場を含む）は、路床から300mm以上とする。

ただし、路面から最低600mmは確保する。

- (ハ) 通信用管路の埋設探さは、300mm（路床内にあっては路床より300mm以上、舗装内縦断部は100mm以上。）以上とする。
なお、埋設探さ300mm以上確保できないときは、鋼管を使用するか、コンクリート防護を行う。
- (ニ) 多孔陶管は、蛇行することなく、整然と敷設し、孔内に水が浸入しないようボルトにて十分締め付けるものとする。
- (3) ケーブルの敷設
ケーブルの敷設（電力用電線）は、次による。
- (イ) 埋設標の敷設は、標準図による。
- (ロ) 地下埋設表示テープは、用途、名称、西日本高速道路株式会社、埋設の年度及び電圧を表示したものを次の場所に敷設する。
- (イ) 当社の敷地外で埋設する区間
(ii) 高圧、特別高圧を埋設する区間

第11節 接地工事

次の事項以外は、**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）**第2編「電力設備工事」・第6編「通信・情報設備工事」の該当事項による。

2.11.1 材 料

(1) 接地極

- (イ) 接地極は、表2.3に示す規格によるものとする。

表2.3 接地極

呼 称	規 格	備 考
連結式接地棒	JIS H 3250 銅及び銅合金の棒	
電気用銅板	JIS H 3100 銅及び銅合金の板並びに条	
電気用钢管	JIS H 3300 銅及び銅合金の継目無管	

- (ロ) 接地極は、連結式接地棒、銅板、钢管等として、次による。

なお、接地極の種類、大きさ及び数量等の細目については、設計図又は、特記仕様書による。

- イ) 連結式接地棒は、銅被覆の厚さ0.5mm以上のものを使用する。
- ロ) 銅板は厚さ1.5mm以上のものを使用する。
- ハ) 钢管は、外径40mm、厚さ2mmのものを使用する。

(2) 接地線

2.11.2 施工

接地線は、表2.4に示す規格によるものとする。

表2.4 接地線

呼称	規格		備考
軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線	
ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線(IV)	

(1) 接地工事の種類と接地抵抗値

接地工事の種類と接地抵抗値は、表2.5によるものとする。

表2.5 接地工事の種類と接地抵抗値

接地工事の種類	接地抵抗値
A種接地工事	10Ω以下
B種接地工事	変圧器の高圧側または特別高圧側の電路の1線地絡電流のアンペア数で150を除した値に等しいΩ数以下 所要抵抗値または1線地絡電流値は電気供給者と打合せのうえ決定する。
C種接地工事	10Ω以下
D種接地工事	100Ω以下

(2) 接地工事を施す通信設備

単独に接地工事を施す通信設備については、特記仕様書による。

なお、特記仕様書に記載がない場合には、共通接地とする。

(3) 接地線

接地線は、緑色のビニル電線又はEM-IE電線等を使用し、その太さは、次による。

ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。

(4) 通信用接地の施工方法

(イ) 通信設備の筐体以外の接地は、他からのノイズの混入を防止するため別系の接地とする。

(ロ) 接地母線の太さは、接地のインピーダンスを考慮の上、決定する。

(ハ) 高周波回路の接地は、装置と接地極とを最短距離で接続するものとし、他の設備及び同一設備の中で、当該回路の入力側に位置する信号レベルの低い回路と閉回路を構成することとなるような接地回路の共用は行わない。

(5) 接地極位置等の表示

接地極の埋設位置には、その近くの適当な箇所に設計図による接地理設標を設け、接地抵抗値、接地種別、接地極の埋設

位置、深さ及び埋設年月、及び西日本高速道路株式会社を明示する。

ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極埋設標は、省略することができる。

(6) 統合接地方式

統合接地方式は、電力・通信の接地母線、フロア接地線、主接地端子、各階接地端子等で構成され、2.12.1(3)(ロ)のボンディング用バーと接続することにより建物全体の等電位化を図るものとする。また、サージ保護装置を設けるとともに、地絡電流を低減するためにB種接地回路に抵抗を挿入するものとし、特記仕様書による。

第12節 避雷針工事

次の事項以外は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」の該当事項による。

2.12.1

施 工

(1) 引下げ導線システム

引下げ導線は試験用接続端子箱を用いて、接地システムと接続する。

ただし、接地システムを基礎接地極（構造体利用）とする場合は、直接接続とする。

(2) 接地システム

(イ) 接地システムに用いる導線は、太さ60mm²以上の銅より線とする。

なお、導線の試験用接続端子箱から地表面下750mmの深さまでの部分は、ステンレス管（非磁性のものに限る）、硬質ビニル管等を使用して保護する。

(ロ) 1条の引下げ導線に2個以上の接地極を接続する場合の極相互の間隔は2m以上とする。

なお、接続位置は地表面下750mm以上の深さとする。

(ハ) 接地抵抗低減剤を使用する場合は、監督員の確認を得て使用する。

(3) 内部雷保護システム

(イ) 各種の導線及び導体から距離1.5m以下に近接する電線管、雨どい、鉄管、鉄はしご等の金属体は、導線等に接続する。

なお、この接続線は、接続箇所に適合する太さ8mm²又は

22mm²以上の銅より線を使用する。

(ロ) 等電位ボンディングに関する次のものは、特記による。

- イ) ボンディング用バー
- ロ) ボンディング用導体
- ハ) サージ保護装置

ニ) 引下げ導線と、電力線、通信線及び機器との離隔距離

(4) その他

その他本節に明記のない事項は、JIS A 4201「建築物等の雷保護」又はJIS Z 9290-1「雷保護－第1部：一般原則」、JIS Z 9290-3「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」及びJIS Z 9290-4「雷保護－第4部：建築物内の電気及び電子システム」による。

第13節 あと施工アンカーアー工事

あと施工アンカーの施工は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章第12節インサート及びアンカーによる他、次による。

2.13.1 施工

- (1) 施工にあたっては、共通仕様書第19節1.19.1による細部計画等（使用材料、施工方法・手順、品質管理、安全衛生管理等）に関する施工計画書を提出しなければならない。
- (2) あと施工アンカーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行う施工管理技術者を置くものとし、あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。
- (3) 機器等を固定する吊り構造等の常時引張力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない。
- (4) あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の確認を受けるものとする。あと施工アンカーの施工後確認試験は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築標準仕様書14.1.3(1)(イ)」の他、次による。
 - 1) 施工後、目視・接触により全数固着状況を確認し、引き耐力の確認試験は、アンカー径がM9以上について引張試験機による引張試験を実施する。
 - 2) 引張試験箇所数は、1日に施工されたものの各径・各仕様ごとを1ロットとし、1ロット当たり3本以上を無作

為に抜き取り実施する。

- 3) 引張強度は、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会)による短期許容引張力とする。

第14節 耐震設計

2.14.1 施工

- (1) 地震力を考慮した機器の据付は、次による。

(イ) 地震力に対し水平移動、転倒の事故を防止できるよう対策を行う。この対策は「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」により行うものとし、事前に監督員に強度計算書を提出し、承諾を得るものとする。受注者からの承諾願に対する回答は承諾の旨を示す承諾書を電子データ（PDF）で作成の上、監督員から受注者へ電子メールで送信されるものとする。

なお、地震力は、水平方向と鉛直方向の地震力が機器の重心に同時に働くものとし、設計に用いる設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は次によるものとする。

イ) 設計用水平地震力

設計用水平地震力は機器の重量に、表2.6に示す設計用水平震度を乗じたものとする。

なお、表2.6における重要機器A、BおよびCの定義は、「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」によるものとする。

表2.6 設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類		
	重要機器A	重要機器B	重要機器C
上層階、屋上及び塔屋	2.4	2.0	1.6
中間階	1.72	1.44	1.15
1階及び地階	0.96	0.8	0.64

注1) 上層階の定義は、次のとおりとする。

2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階

- 注 2) 中層階の定義は、次のとおりとする。
地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを中間階とする。
(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし。)
- 注 3) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持(上階床より支持)される機器は支持部材取付床の階(当該階の上階)を適用する。

④) 設計用鉛直地震力

設計用鉛直地震力は、表 2.7 に示す設計用鉛直震度を乗じたものとする。

なお、表 2.7 における重要機器 A、B および C の定義は、「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室） 第3章設備の耐震基準」によるものとする。

表2.7 設計用鉛直震度

設置場所	耐震安全性の分類		
	重要機器A	重要機器B	重要機器C
上層階、屋上及び塔屋	0.6	0.5	0.4
中間階	0.43	0.36	0.29
1階及び地階	0.24	0.2	0.16

- 注 1) 上層階の定義は、次のとおりとする。
2~6 階建の場合は最上階、7~9 階建の場合は上層 2 階、10~12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階

- 注 2) 中層階の定義は、次のとおりとする。
地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを中間階とする。
(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし。)
- 注 3) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。床又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持(上階床より支持)される機器は支持部材取付床の階(当該階の上階)を適用する。

第15節 無収縮モルタル工事

2.15.1

材 料

(1) 混和材料、砂、セメント

無収縮モルタルの配合は、混和材料、砂、及びセメントを用いて製造メーカーで予め配合されたプレミックスタイプを用いるものとする。

(2) 水

水は、飲料水または、これに準ずるものとし、油、酸、塩類、有機不純物、その他無収縮モルタルの品質に悪影響を及ぼす物質等の有害量を含んではならない。

2.15.2
配合及び練り
混ぜ

(1) 施工計画

以下の項目を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- イ) 配合計画
- ロ) 練り混ぜ時間
- ハ) 品質管理試験

(2) 計量

材料の計量は、原則として重量計量によるものとする。

(3) 配合

無収縮モルタルの配合は、プレミックスタイプ[セメント系は(セメント+混和材) : 砂1:1、各重量比]を使用し、水量はJロートによる流下時間(試験法 JIS A 312-1999で定めた流出口径14mmのJロートを用いて測定することを標準とする)がセメント系の場合8±2秒になるように調整するものとする。

(4) 練り混ぜ温度

無収縮モルタルの練り混ぜ温度は表2.8の範囲とする。

表2.8 練り混ぜ温度

種別		適用範囲
セメント系	酸化カルシューム	10~35°C
	カルシュームサルファアルミニネート	10~30°C

無収縮モルタルの練り混ぜ温度が規定温度以下になる場合は、使用水に温水(30°C以下)を用い、また規定温度以上になる場合は氷を添加する等の措置を講じた冷水を用いるものと

2.15.3

施 工

する。

(1) 施工準備

- イ) コンクリート表面のレイターンス層、泥、ゆるんだり不健全な部分のコンクリートは、これをすべて取り除き、かつ清浄しなければならない。
- ロ) 無収縮モルタルの注入に先立ち、コンクリート表面を湿潤に保つような措置を講じなければならない。
- ハ) 無収縮モルタルの注入直前には、圧さく空気、ウエスなどで注入箇所における余分の水を取りのぞかなければならぬ。
- ニ) アンカーボルト孔などの点検も十分に行わなければならぬ。
- ホ) 型わくは、その設置にあたり拘束を完全にするとともに、無収縮モルタルがもれないように取り立てなければならぬ。
- ヘ) 無収縮モルタルの注入に先立ち、清掃状況、型わく設置などについての監督員の検査を受けなければならない。

(2) 注入

- イ) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後おおむね 20 分以内に注入しなければならない。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮のうえ袋単位で決定しなければならない。
- ロ) 無収縮モルタルは必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。
- ハ) 注入作業中、バイブレーターなどで無収縮モルタルに振動を与えたる、型わくをたたくなどの作業は絶対にさけなければならない。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く攪拌することはよいが過度にならぬよう注意しなければならない。
- ニ) 注入作業は監督員の立会いのもとに行うものとする。
- ホ) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取除くものとする。

第16節 二重の安全対策工事

2.16.1

材 料

落下防止装置に用いる材料は、「特記仕様書及び設計図」による

ほか、次によるものとし、新材を使用する。また、JISに規定する材料又は規格証明書等で監督員が確認したものを使用する。

- (1) ワイヤロープ : ステンレスワイヤロープ (JIS G 3550)
- (2) アイナット (JIS B 1169)
- (3) シャックル (JIS B 2801)
なお、ボルト、ナット及び丸栓を使用する形式のシャックルは、必ず割りピンを用いるものとする。
- (4) アイボルト (JIS B 1168)
- (5) あと施工アンカーは、金属系アンカーを用いるものとし、金属系アンカ一本体は、品質規格証明書等により品質・性能が確保されたものを標準とする。
- (6) 落下防止装置において使用するナットは、ゆるみ止めナットを使用するものとする。
- (7) 採用する材料はメートルねじとする。

2.16.2 施工

(a) 落下防止装置

落下防止装置の施工については、下記のとおりとする。

- (1) ワイヤロープ及び各部品の輸送・搬入に際しては、損傷の無いように注意しなければならない。
- (2) ワイヤロープの取付けは、形状・寸法の確認を行い所定の位置に取付けるものとする。
- (3) ワイヤロープはねじれが無いように設置しなければならない。
- (4) 端末処理は、設計で想定した強度が確保されるよう施工を行わなければならない。
- (5) ワイヤロープは、取付け金具アンカーボルトが常時荷重を負担することがないよう、設置時に設計で想定した余長となるように取付けなければならない。なお、特別の制約が無い場合は、余長を10mm以下とする。
- (6) ワイヤロープ取付け後、他の部材と干渉しないことを確認しなければならない。
- (7) シャックルを使用する際は、JIS B 2801の参考に示す使用基準に留意しなければならない。
- (8) 異種金属が接触する箇所は、電位差による腐食を防止するため絶縁処理を行うものとする。
- (9) ワイヤグリップの端末加工は、JISに定められた方法により取付けを行うものとする。
- (10) アイボルト及びアイナットは、横吊りやたすき掛けによる使

2.16.3
試験及び検査
(a) 落下防止装置

用を禁止し、JISに示される垂直吊り（90° 吊り）又は40°～90° 吊りを原則とする。

- (11) 小径で曲げられたワイヤロープは強度低下が生じる。そのため、シンプルを用いない場合、道路橋示方書・同解説II鋼橋編の17.6.2を参考に曲げ半径をロープ径の8倍以上とする。

落下防止装置の検査については、下記のとおりとする。

- (1) 検査では、設計上の要求事項が満たされている施工がなされていることを確認しなければならない。
 - (イ) 受注者は、落下防止装置について、材料、寸法等を確認した後、基準管理試験報告書（様式第29号）及び落下防止装置の設置記録（様式第30号）を監督員に提出するものとする。
 - (ロ) また、監督員は、品質規格証明書に基づき現品との照合を行い、相違がないことを確認するものとする。
- (2) 監督員は、ワイヤロープ全延長や取付け金具全箇所に対して外観に異常がないか目視により確認しなければならない。
- (3) 監督員は、落下防止装置が常時荷重を負担することがないよう、設置時に設計で想定した余長以下となっていることを確認しなければならない。
- (4) 基準試験

落下防止装置におけるワイヤロープ端末加工の安全を確認するため、現地で加工したものを、端末加工の種別ごとに最大径のもので引張試験を実施する。頻度、規格値等を表2.9に示す。

(イ) 端末加工の安全を確認する試験はJIS規格で定められていないため、JIS G 3550に記載されている性能試験を参考に引張試験をするとよい。

表2.9 ワイヤロープ端末加工の基準管理試験

試験方法	頻度	監督員の立会	規格値	報告書の様式
引張試験	端末加工種別ごとに1回／1工事（最大径のもの） 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。	○	全ての試験値で、所定の終局荷重以上であること。	様式第29号

- (5) 日常管理試験

日常管理試験は、ワイヤロープ、アイナット（JIS B 1169）、アイボルト（JIS B 1168）、シャックル（JIS B 2801）、シンプル、端末加工材料、吊金具等落下防止装置の設置に必要とな

る材料について品質を確認するものであり、施工日毎に目視などにより実施する試験である。試験の項目、頻度、試験方法、および規格値を表2.10に示す。

(イ) 落下防止装置の設置に必要となる材料は、JISに規定のある材料や製作メーカー規定による材料など多種多様であるが、それに定められた規定を満足するものであるか確認をしなければならない。

表 2.10 ワイヤロープ設置に必要な各種材料の日常管理試験

項目	試験方法	頻度	監督員の立会い	許容誤差	報告書の様式
材料確認	品質規格証明書との照合	材料の納入ごと	—	—	—
出来形	設計図書との照合	全数	—	端末加工を含むワイヤロープの場合： $\pm 25\text{ mm}$ 吊金具等の製作材料： $\pm 5\text{ mm}$	適宜

2.16.4

記 錄

(a) 落下防止装置

落下防止装置など種別、規格などを明示するとともに、最終施工計画書や工事記録などの工事関係資料も含めて、適切に様式第②号に記録保存しなければならない。

第17節 ゆるみ止めナット

2.17.1

材 料

- (1) ゆるみ止めナットとは、ゆるみ止め機能をもったナットをいい、供用期間中に気温や雨などの気象条件や構造物の振動などの外力の条件によって機能が低下しないものをいう。
- (2) ゆるみ止めナットの材質は、明かり部にあっては鋼製、トンネル部にあってはステンレス製とする。
- (3) ゆるみ止めナットの規格は下記によるものとする。

品質管理 項目	種類	品質管理方法	検査等	
			検査頻度	報告様式
	ボルト・ナット類	別記1に示す各材料ごとのJIS規格等	種類ごとに取りまとめる	注1)
形状寸法	—	寸法検査	製造メーカーの検査記録等 注2)	
外観	—	目視検査 注3)		

注1) 使用材料の規格照明書等を添付する。ただし、事前確認等で監督員の確認を得れば後日提出でもよい。

注2) 附属物等の種類に応じた製造メーカーの検査記録等により確認する。

注3) 附属物等の外観に傷、変形、めつきむら、鋸の発生等の不良箇所がないことを確認する。

別記1

項目	適用基準	材料種類	種別・記号
ナット・ワッシャー (鋼製) 注 4)	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400
ナット・ワッシャー (ステンレス製) 注 4)	JIS G 4303	ステンレス鋼棒	—
防錆処理 (鋼製)	JIS H 8641	溶融亜鉛メッキ	2種 HDZ35

注4) ゆるみ止めナットについては、別記2によるものとする。

別記2

ゆるみ止めナットは、NAS（米国航空宇宙規格：National Aero Space Standard）に準じた以下の試験方法によるゆるみ止め性能を満足するものとし、下記に従って性能について確認した後、監督員に試験結果を提出するものとする。

①試験法

1. 試験機	衝撃型ゆるみ試験機
2. 試験条件	所定の振動（振動数 1750～1800rpm、インパクトストローク 19mm、加速ストローク 11mm）を 30,000 サイクル（約 17 分） <NAS3350・3354>
3. 試験方法	試験方法・・・ボルト軸直角方向 「1 試験機」及び「2. 試験条件」により、ボルト軸直角方向にて振動試験を実施。試験個数は 3 個とする。
4. 試験時における締付トルク	「3. 試験方法」に共通して以下のとおりとする。 メーカーが指定する締付トルク値（注 5）の 50%（範囲がある場合は下限値）とする。なお、くさび作用効果を有するナットについては、下ナットの締付トルク値の 50%とする。

注 5) メーカーが指定する締付トルク値とは、メーカーのカタログやホームページ等で推奨する値をいう。

②ゆるみ止め機能の性能

判定基準	試験個数の 3 個すべての結果について、ボルト・ゆるみ止めナットとの相対的な角度のずれが 0° であること
------	--

2.17.2

施工

- (1) ゆるみ止めナットを使用する範囲は、高速道路等の本線・ランプ上の場合は建築限界幅の両端から 75° で立ち上げた範囲、本線外の場合は第三者出入り可能範囲の両端から 75° で立ち上げた範囲を基本とする。
- (2) ゆるみ止めナットは、構造上、取り外した場合にボルト及びネジを傷つける可能性が非常に高く、性能上の信頼性からも再使用は不可能であることから、以下(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ)に該当する箇所においては、ダブルナットまたは現行どおりとし、それ以外は、ゆるみ止めナットを使用するものとする。
 - (ⅰ) トンネル部

- ①機器等の角度・位置調整（配水管などの調整も含む）が必要な箇所
 - ②点検時（更新も含め）に取り外す箇所
 - ③機器を壁面等に直付け（位置変更が困難な）箇所
- (ロ) 明かり部
- ①機器等の角度調整（配水管などの調整も含む）が必要な箇所
 - ②機器点検時（更新も含め）に取り外す箇所
 - ③基礎アンカーと支柱の接続部
- (ハ) 明かり部
- ①配管フランジ接続部
 - ②支柱フランジ接続部
(ハイテンションボルト接合箇所)

第3章 受配電設備工事

第1節 機材

3.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

3.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

3.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

3.2.1

据 付

(1) 配電盤等の据付けは、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」によるほか、次による。

- (イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
- (ロ) ベース用みぞ形鋼は、基礎ボルトにより床面に固定する。
- (ハ) 配電盤は、固定されたベース用みぞ形鋼の上に取付けボルトにて固定する。

- (ニ) 隣接した盤相互間にすき間のできないようライナ等を行い調整を行い固定する。

- (ホ) 配電盤は、小動物が侵入し難い処置を行う。

- (ハ) 屋外用機器は、浸水(特に浸水の恐れのある所又は多雪地域)に注意し、機器の荷重を安全に支持できる基礎の上に設置する。

- (ト) 機器の操作、取扱いに際して特に注意すべき事項のあるものについては、盤内の見やすい箇所に必要事項を表示する。

- (チ) 運搬又は施工に際し生じた配電盤等の機器の塗装の汚損、及びはく落箇所は据付配線終了後補修塗装を行う。

- (リ) 主回路接続図を表面が透明板で構成されたケース又は額

ぶちに収めるものとする。

なお、屋内形配電盤の場合は、ケース又は額ぶちは壁に取付けるものとする。

(メ) 配電盤周囲の最小余地は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| イ) とびらのある面 | 1.2m |
| ロ) とびらの無い面 | 0.6m |
| ハ) とびらの取りはずしきかない面 | 0.2m |

(ル) 屋外変電設備のフェンスの出入口には、施錠装置を設ける。

なお、出入口には立入りを禁止する旨を表示する。

(ヲ) 注意標識等は、条例により設ける。

(ワ) 消火器等の設置については、消防法施行令、施行規則及び地方火災予防条例による。

(2) 変圧器

(イ) 変圧器は、取りはずして搬入された付属品を取付け組立てた後、締付け点検のうえ床面に水平になるようにボルトにて固定する。

(ロ) 変圧器のタップ切替えは、監督員の指示により行う。

(3) しや断器

しや断器は、取りはずして搬入された部品を組み立てた後、締め付け点検のうえ床面に水平になるように固定する。この場合操作機構及び接触部の調整等を念入りに行う。

3.2.2

配 線

(1) 配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項による。

3.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」による。

3.2.4 施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表3.2による。

表3.2 施工の立会い

細目	立会い時期
基礎の位置、地業、配筋等	コンクリート打設前
基礎ボルトの位置及び取付け	ボルト取付け作業過程
配電盤類の設置	設置作業過程
試験	試験過程

[備考] 立会い箇所は、監督員の指示による。

(2) 試験

機器の設置及び配線完了後、原則として下記項目の試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、確認を受けるものとする。

- イ) 外観検査
- ロ) 機構動作試験 … 計器類の指示、表示灯の点滅、各種開閉器の動作確認
- ハ) シーケンス試験 … 故障時の警報表示及びインターロック等の動作確認
- ニ) 絶縁抵抗試験
- ホ) 絶縁耐力試験
- ヘ) 総合動作試験
- ト) 接地抵抗試験

第4章 自家発電設備工事

第1節 機材

次の事項以外は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第5編「発電設備工事」の該当事項による。

4.1.1

機 器

- (1) 機器
機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。
- (2) 予備品付属品
機材仕様書集及び特記仕様書による。

4.1.2

配管材料

- (1) 材料
第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図によるほか、次による。

4.1.3

試験及び検査

- (1) 試験及び検査
機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

次の事項以外は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第5編「発電設備工事」の該当事項による

4.2.1

据 付

- (1) 発電機及び原動機
発電機及び原動機の据付は、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 据付および、第3章受配電設備工事3.2.1(1)の該当事項によるほか、次による。
(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
- (2) 空気槽
(イ) 空気槽と空気槽との間に木製等の枕をはさみ、鋼製のバンドで空気槽を抱合せとする。

4.2.2

配 管

(1) 配管一般

(イ) 配管の色別は、機材仕様書集による。

(2) 燃料油系統配管

(イ) 燃料油運搬用管器から直接屋内燃料小出槽に給油する場合は、電動ポンプ又はウイングポンプと容器との間に合成樹脂製ホース(ピアノ線入り又は網入り)を設け、その容器側の先端は容器に適した銅管を取付ける。

なお、先端は、斜めに切断又は門形切込を設ける。

(4) 始動空気系統配管

(イ) 鋼管の接続は完全に行い、空気漏れのないものとする。

第5章 直流電源・無停電電源設備工事

第1節 機材

5.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

5.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

5.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

5.2.1

据 付

(1) 配電盤等の据付は、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Aを適用する。

(ロ) 配電盤式以外の蓄電池の周囲に必要な最小余地は、次のとおりとする。

イ) 室壁面との間は 0.1m 以上

ロ) 列の相互間は同一の室に 2 台以上設置する場合は 0.6m 以上とする。

ただし、架台を設けて高さ 1.6m 以上の場合は 1m 以上とする。

5.2.2

配 線

(1) 配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2の該当事項による。

5.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」による。

5.2.4
施工の立会い及
び試験

(1) 施工の立会い

第3章 受配電設備工事 3.2.4の(1)「施工の立会い」の該当事項による。

(2) 試験

第3章 受配電設備工事 3.2.4の(2)「試験」の該当事項によるほか、次による。

イ) 特性試験

第6章 道路照明設備工事

第1節 機材

6.1.1

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項、機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

6.1.2

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

6.2.1

据 付

(1) 設置位置

道路灯の設置位置は、路面の仕上り高さ、アスカーブの位置、ガードレール及びポストの位置、路肩仕上り状況を把握したうえ決定する。

(2) 建柱

(イ) ポールは、本線においてはセンターラインに直角に、又ランプ部においては道路線形接線に対し直角に設置するものとし、トランシットレベル等を利用し鉛直に調整する。

(ロ) 安定器取付口は側面側とし、車両の進行方向の反対側を原則とする。

(ハ) ポール建柱に際しては、照明器具、安定器等を、予め取付けて建て込んではならない。照明器具を取付け後の前倒れを配慮し、予めせりを入れ建て込むものとする。

(ニ) ポール吊り下げ時、ポールの汚損、損傷のないよう養生し施す。

(ホ) ポール表面とガードフェンス又はガードレールの表面との離隔距離は、原則として0.5mとする。

(3) 器具取付

照明器具の取付けは、振動、風圧を考慮し、十分な差し込み、強固な締め付けを行い、脱落等のないよう堅固にポールに取付ける。

	(4) 安定器等取付 安定器、ジョイントボックスの取付けは、コンクリート養生期間を十分とり、ポール内の湿度が除去された後ボルトに取付ける。
6.2.2 基礎	(1) 基礎 掘削、コンクリート等は、第2章 第2節 土工事、第3節 地業工事、第4節 鉄筋コンクリート工事によるほか、次による。 (イ) 掘削はアースオーガー等による機械掘りを原則とする。 (ロ) 基礎穴は掘削後、そのまま放置してはならない。 (ハ) 埋込式は、掘削と同時に土砂の崩壊を防ぎ基礎穴底部に底板を敷設し、鋼鉄スパイラル及び形枠を設置し建柱の後コンクリートを充填する。また、ベースプレート式、鉄塔及びハイポール式は切込碎石を敷き、形枠、配筋、アンカーボルトの設置後、コンクリートを充填する。 (ニ) コンクリート打設は、建柱後ケーブル引込位置付近までと引込口配管後地表上までの2段打設を行うものとし、ポール地際の防錆保護を行う。 (ホ) 湧水多量で排水不可能な場所は、監督員の指示により水中コンクリートを使用することができる。 (ハ) 基礎は、コンクリートの養生期間を十分とった後、土砂を埋戻しランマー等にて十分打ち固める。 なお、残土処理は、現場処理を原則とする。 (ト) アンカーボルトは、位置、水平レベルを確認したうえで基礎用鉄筋に緊縛又は溶接する。 (チ) 基礎の寸法等は、標準図及び設計図による。
6.2.3 配管配線	(1) 配管配線 第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項によるほか、次による。 (イ) 一般に路肩部及び重量物の圧力がかからない場所等には、直接埋設式によりSCケーブルを敷設するが、上記条件に該当しない場所は、管路引き入れ式とする。 (ロ) ハンドホール、マンホールと管との接合部は、ハンドホール等内では、ベルマウスを使用し仕上げることを原則とする。
6.2.4 接 地	(1) 接地 第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」による。

6.2.5 施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表6.1による。

表6.1 施工の立会い

細目	立会い時期
基礎の位置、地業、配筋等	位置板の終了後
基礎ボルトの位置及び取付け	コンクリート打設前
建柱	建柱時
照明器具取付	取付時
ケーブルの敷設	敷設完了埋戻し前
試験	試験過程

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 接地抵抗試験
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 端子電圧測定
- ニ) 点灯試験 … 手動及び自動
- ホ) 照度測定

第7章 トンネル照明設備工事

第1節 機材

7.1.1

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第2章 1節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

7.1.2

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

7.2.1

据 付

(1) 器具取付

- (イ) 照明器具の取付位置の決定にあたっては、設計図に基づき入念な墨出しを行い、上下、左右に偏ってはならない。
- (ロ) 器具取付けに際しては、建築限界の外側に取付ける。
- (ハ) 器具は、光軸方向が一定となるよう適当なアングル又は台座等を用いて、トンネル本体に堅固に取付ける。
- (ニ) 器具取付部に化粧ボードを張るトンネルの場合は、ボードとの取合いを十分考慮した取付方法とする。
- (ホ) 器具直下の壁面又は見易い箇所に、器具番号又は管理番号等を記入した銘板を取付ける。
- (ヘ) 器具取付のためのボルト類は、溶融亜鉛めっき又はこれと同等以上の防食効果のあるものを使用する。

(2) 分電盤等の取付

- (イ) 分電盤は、アンカーボルト等により堅固に取付ける。また、ボルト締め後はコーティング剤を注入し漏水に対する処理を完全にする。
- (ロ) 分電盤と電線管との接続部は、特に歪みをなくしコーティング剤等により防止処理を完全にする。
- (ハ) 分電盤取付時に壁面の曲率のままボルト締めをすると分電盤防水蓋に支障があるので、取付面が平面となるよう処理を施して取付ける。
- (ニ) 内装のあるトンネルは、内装工事との取合いを十分考慮する。

- (ホ) 漏電警報しや断器箱は、上記(イ)から(ニ)に準ずるものとする。
 (ヘ) 区分開閉器は、上記(イ)から(ニ)に準ずるものとする。

7.2.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」によるほか、次による。

- (イ) トンネル内照明用ケーブルの器具への分岐等は、所謂プレハブ型ケーブルを使用する。
 (ロ) ケーブルラック部に化粧ボードを張るトンネルの場合は、ボードとの取合いを十分考慮した取付方法とする。
 (ハ) ケーブルラック部に化粧ボードを張るトンネルの場合は、ボードとの取合いを十分考慮した取付方法とする。

7.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」による。

7.2.4

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表7.1による。

表7.1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
照明器具の取付け	墨出し位置、取付け過程
分電盤の取付け	取付け過程
試験	試験過程

(2) 試験

第6章 道路照明設備工事 6.2.5の(2)「試験」の該当事項による。

第8章 可変式道路情報板設備工事

第1節 機材

8.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

8.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

8.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

8.2.1

据 付

(1) 設置位置

設置位置は設計図によるが、他の標識等の位置等を十分考慮する。

(2) 情報板の向き

情報板の向きは、通常視力者の視認距離が約200m程度であるので、その手前の地点(約150m)に直角に向ける。

(3) 情報板

(イ) 情報板は取付アームに取付けて、支柱とアームは両フランジ部を連結ボルトにて締め固定する。

(ロ) 路面と情報板最下端との高さは5m以上とする。

(4) 支柱建柱

(イ) 情報板が取付けられた支柱が鉛直となるようにレベル調整のうえ、ダブルナットにて完全に締付ける。

(ロ) ベースプレートと基礎間には、無収縮モルタルを隙間なく、十分に充填する。

なお、無収縮モルタルの充填は、第2章 第15節「無収縮モルタル工事」による。

(5) 盤据付

(イ) 監視制御盤は床面に垂直にレベル調整の上据付けるほか、

第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
- (ロ) 支柱に伝送装置を据付けるにあたっては、フランジ止めとする。
- (ハ) 中継ボックスは、支柱胴体部にフランジ止めとする。

8.2.2

基 础

(1) 基礎

掘削コンクリート等は、第2章 第2節 土工事、第3節 地業工事、第4節 鉄筋コンクリート工事によるほか、次による。

- (イ) 掘削は機械掘りを原則とする。
- (ロ) 基礎穴は掘削後、そのまま放置することなく、切込砂石を敷き型枠配筋、アンカーボルトの設置後コンクリートを充填する。
- (ハ) 型枠はコンクリートの養生期間を十分とった後とりはずし、土砂を埋戻しランマー等にて十分打ち固める。
- (ニ) アンカーボルトは位置水平垂直レベルを確認した上で基礎用鉄筋に緊縛又は溶接する。
- (ホ) 基礎ぐいは土木工事共通仕様書 第7章 基礎ぐい及びケーソン工の該当事項による。
- (ハ) 基礎寸法等の詳細図は標準図又は設計図による。

8.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項による。

8.2.4

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。

8.2.5 施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表8.1による。

表8.1 施工の立会い

項目	立会い時期
基礎の位置	掘削前
地業、型枠、配筋等	コンクリート打設前
アンカーボルトの取付け	設置作業過程
支柱建柱、情報板取付け	建柱、取付作業時
試験	試験過程

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 接地抵抗試験
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 単体動作試験
- ニ) 監視制御盤からの動作試験
- ホ) 警報表示試験
- ヘ) 調光試験

第9章 可変式速度規制標識設備工事

第1節 機材

9.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

9.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

9.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

9.2.1

据 付

(1) 設置位置

設置位置は、設計図によるが他の標識及び非常電話等の位置を十分考慮する。

(2) 標識板の向き

標識板の向きは、通常視力者の視認距離が約200m程度であるので、それより手前の地点(約150m)に直角に向ける。

(3) 速度規制標識

速度規制標識と支柱との取付けは、フランジ部をボルトで締付ける。

(4) 支柱建柱

(イ) 速度規制標識板を取り付けた支柱が鉛直となるようにレベル調整のうえ、ダブルナットにて完全に締付ける。

(ロ) 支柱のベースプレートと基礎とのすきまは、完全にモルタル詰めを行う。

(5) 監視制御盤

監視制御盤の据付けは、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

9.2.2 基 础	(1) 基礎 第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該当事項による。
9.2.3 配管配線	(1) 配管配線 第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項による。
9.2.4 接 地	(1) 接地 第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。
9.2.5 施工の立会い及び試験	(1) 施工の立会い 施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表9.1による。 表9.1 施工の立会い

項目	立会い時期
基礎の位置	掘削前
型枠、配筋、アンカーボルト取付け	コンクリート打設前
基礎内配管	同上
監視制御ユニットの設置	設置作業過程
支柱建柱、標識板取付け	建柱、取付作業過程
試験	試験過程

- (2) 試験
施工完了後、次項目の試験を行い調整する。
- イ) 接地抵抗測定
 - ロ) 単体動作試験
 - ハ) 監視制御ユニットからの動作試験
 - ニ) 警報表示試験
 - ホ) 調光試験

第10章 気象観測設備工事

第1節 機材

10.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

10.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

10.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

10.2.1

据 付

(1) 機器の据付

(イ) 伝送親局筐体及び観測局の機器の据付は、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、地震計（感震器、地震計処理器）にあっては重要機器A、それ以外の機器にあっては重要機器Bを適用する。

(ロ) 路温計は舗装内に埋込みとなるので、設置に際して関係部門と十分に打合せの上、施工するものとする。また、据付詳細は標準図による。

(ハ) 感震器は、原則として、水平動2成分の内、Y+方向を真北（しんぽく）に向けて据付けるものとする。

10.2.2

基 础

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該当事項による。

10.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項による。

10.2.4

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。

10.2.5

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表10.1による。

表10.1 施工の立会い

項目	立会い時期
基礎の位置	掘削前
型枠、配筋、アンカーボルト取付け	コンクリート打設前
支柱建柱、標識板取付け	建柱、設置作業過程
試験	試験過程

(2) 試験

施工完了後、次項目の試験を行い調整する。

- イ) 接地抵抗測定
- ロ) 絶縁抵抗測定
- ハ) 単体動作試験
- ニ) 警報表示試験

第11章 交通量計測設備工事

第1節 機材

11.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

11.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節
接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

11.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

11.2.1

据 付

(1) 交通量計測装置の盤類の据付

第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受
配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

(ロ) 支持物に添架の場合には落下等のないようボルト等にて
堅固に取付ける。

(2) 交通量計測装置のセンサーの取付け

(イ) ループコイル式の場合、ループコイルは舗装内埋込みとな
るので関係工事と十分打合せの上、施工するものとする。

(ロ) 超音波式の場合、超音波送受波ヘッドが頭上部に設置され
るので、位置がずれないよう支持物に堅固に取付ける。

11.2.2

基 础

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該
当事項による。

11.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項
による。

11.2.4

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項による。

11.2.5

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表11.1による。

表11.1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
型枠、配筋、アンカーボルト取付け	コンクリート打設前
基礎内配管	同上
ループコイルの敷設	作業過程
支柱建柱	建柱、取付作業過程
試験	試験過程

(2) 試験

施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 接地抵抗測定
- ロ) 絶縁抵抗測定
- ハ) 単体動作試験
- ニ) 警報表示試験
- ホ) ループコイルインピーダンス測定

第12章 移動無線設備工事

第1節 機材

12.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集による。

12.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

12.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

12.2.1

据 付

(1) 機器の据付

(イ) 屋内機器の据付については第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」の当該事項によるほか、次による。なお、各機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

(ロ) 車載型無線電話装置の取付けは、監督員の指定する車両に取付要領に従い取付けるものとする。

(2) 空中線支柱建柱

(イ) 空中線支柱工事は、設計図又は標準図による。

(ロ) 建柱はクレーン車によることを原則とする。

(ハ) 支柱の重量を確認のうえ、十分吊り上げ能力のあるクレーン車で吊り上げ、アンカーボルト部において鉛直にレベル調整しダブルナットにて完全に締付ける。

(ニ) 支柱プレートと基礎とのすきまは、完全にモルタル詰めとする。

(ホ) 支柱の組立にあたっては、ボルトの締付力が均等となるようゲージ付レンチで締付力を測定するものとする。

(ヘ) 建屋の屋上又は壁面に建柱する場合は、アンカーボルト等

により堅固に取付けるものとする。この際、屋内に水が侵入しないよう、防水処理を十分に施すものとする。

12.2.2

基礎

(1) 基礎

基礎は、設計図もしくは標準図による。

なお、掘削、コンクリート工事等は、第2章 第2節 土工事、第3節 地業工事、第4節 鉄筋コンクリート工事によるほか、次による。

- (イ) 基本寸法等の詳細図は、標準図又は設計図による。
- (ロ) 掘削は、機械掘りを原則とする。
- (ハ) 基礎ぐいは、土木工事共通仕様書 第7章 基礎ぐい及びケーソン工の該当事項による。
- (ニ) 基礎穴は、掘削後そのまま放置することなく、切込碎石を敷き、型枠、配筋、アンカーボルトの設置後、コンクリートを打設する。
- (ホ) アンカーボルトは、位置及び水平レベルを確認した上で、基礎用鉄筋に緊縛又は溶接する。
- (ハ) 型枠は、コンクリートの養成期間を十分とった後、とりはずし、土砂を埋戻し、ランマー等にて十分打ち固める。

12.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) ケーブルラックには他の設備のケーブルも配線されるので整然と配線し結束は500mm間隔に行うこと。
- (ロ) 給電線の接続、端末処理において防水に十分な注意を払い施工するものとする。
- (ハ) 給電線の支持間隔は1m未満とし、歪み及びたわみのないよう施工するものとする。
なお、空中線柱上部の支持方法は設計図による。
- (ニ) 地下管路以外の壁貫通の場合の給電線引込口は、屋外へ向けた水勾配をとり、防水コンパウンドにより完全に防水するものとする。
- (ホ) 屋外における給電線支持金具は、ステンレス製もしくは溶融亜鉛メッキを施した金具により行うものとする。
- (ハ) 漏洩同軸ケーブルは、走行車線側壁の内装板とトンネル壁面の間でかつ照明灯具の直下付近に設置することを原則とする。

	<p>(ト) 漏洩同軸ケーブルは、壁面又は内装板から20mm以上離隔して、敷設するものとする。</p> <p>(チ) ケーブル敷設に際しては、他設備との取り合いを充分考慮し、極力直線的に配線するものとする。</p> <p>12.2.4 接地</p> <p>(1) 接地</p> <p>第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。</p> <p>12.2.5 施工の立会い及び試験</p> <p>(1) 施工の立会い</p> <p>施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気通信工事編)第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。</p> <p>(イ) 無線装置架の設置</p> <p>(ロ) トンネル内漏洩同軸ケーブルの敷設</p> <p>(ハ) 空中線支柱の位置</p> <p>(ニ) 型枠、配筋、アンカーボルトの取付</p> <p>(ホ) 試験調整</p> <p>(2) 試験調整(アナログ方式)</p> <p>施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。</p> <p>(イ) 空中線</p> <p>イ) 給電線系損失測定及びVSWR測定</p> <p>給電線系損失及び空中線を給電線系に含んだ総合VSWRを測定する。</p> <p>ロ) 空中線方向調整</p> <p>原則として設計図に示す方向とするが、電界強度測定の結果、オーバーリーチ又は不感地帯のある場合は、最善となるように調整を行う。</p> <p>なお、設計の空中線では対策が困難な場合は改善案を作成し、監督員と協議するものとする。</p> <p>ハ) 無線局のサービスエリア内の電界強度を連続測定し、電界強度及び通話メリット分布表を作成する。</p> <p>ニ) 隣接基地局間の電界強度を測定し回り込みのないよう方向調整を行う。</p> <p>ロ) 無線電話装置</p> <p>イ) 周波数測定(送信、受信とも現用、予備含む)</p> <p>ロ) 送信出力</p>
--	---

- ハ) 最大周波数偏移
 - ニ) 不要波の強度
 - ホ) 受信感度
 - ヘ) スケルチ感度(基地局のみ)
 - ト) 警報試験(基地局のみ)
 - チ) 遠隔動作試験(基地局のみ)
 - リ) 音声入出力レベル(基地局のみ)
 - (ハ) 直流電源装置
 - イ) 均等、浮動充電々圧の調整
 - ロ) 停電及び自動均等充電動作機能
 - ハ) 蓄電池の電圧、比重の測定
 - ニ) 警報表示試験
 - (二) 総合試験
 - イ) 指令台及び地域指令台～基地局間で総合調整を行い、通話品質、通話レベルについて確認を行う。
 - ロ) 遠隔の操作卓より切替動作、故障表示の確認を行う。
 - ハ) 基地局のサービスエリア内を移動し、メリット確認を指令台、移動局側相互で行う。
- (3) 試験調整（デジタル方式）
- 施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。
- (イ) 空中線
 - イ) 給電線系損失測定及びVSWR測定
給電線系損失及び空中線を給電線系に含んだ総合VSWRを測定する。
 - ロ) 空中線方向調整
原則として、設計図に示す方向とするが、電界強度等測定の結果、不感地帯のある場合は、最善となるように調整を行う。
なお、設計の空中線では対策が困難な場合は改善案を作成し、監督員と協議するものとする。
 - ハ) 無線局のサービスエリア内の電界強度等（通話メリット、電界強度及びビット誤り率）を連続測定し、分布表を作成する。
 - ニ) 隣接基地局通信エリアの電界強度等を測定し回り込みのないよう方向調整を行う。
 - ホ) 中継増幅部
 - (i) 入力電圧の測定
 - (ii) 警報出力試験

- (iii) モニタ端子による入力確認及び調整（上り、下り回線共）
- (iv) モニタ端子による出力確認及び調整（上り、下り回線共）
- (ロ) 基地局無線装置
 - イ) 周波数測定(送信、受信全チャンネル)
 - ロ) 送信出力
 - ハ) 最大周波数偏移
 - ニ) スプリアス発射の強度
 - ホ) 受信感度
 - ヘ) 警報受付試験
- (一) 空中線共用器等の故障警報
- (ハ) 回線制御装置
 - イ) 音声回線の入出力レベル測定（回線毎）
 - (一) 指令台接続装置向け回線
 - (二) 地域指令台向け回線
- (二) 保守コンソール
 - イ) 機能試験
 - (一) 呼出番号の登録
 - (二) グループの登録
 - (三) ショートメッセージの登録
 - ロ) 障害情報管理機能試験
 - (一) 基地局障害情報の表示
 - (二) 障害履歴の表示
 - ハ) 通信管理機能試験
 - (一) 通話状態の表示
 - (二) 通信記録の表示
- (ホ) 地域指令台
 - イ) 音声ラインの入出力レベル調整（回線毎）
 - ロ) 機能試験
 - (一) 個別通信
 - (二) グループ通信
 - (三) ショートメッセージ送受信
- (ヘ) 統括保守コンソール
 - イ) 機能試験
 - (一) 呼出番号の登録
 - (二) グループの登録
 - ロ) 障害情報管理機能試験

- (i) 基地局障害情報の表示
- (ii) 障害履歴の表示
- ハ) 通信管理機能試験
 - (i) 通話状態の表示
 - (ii) 通信記録の表示
- (ト) 統合指令台
 - イ) 音声ラインの入出力レベル調整
 - ロ) 機能試験
 - (i) 個別通信
 - (ii) グループ通信
 - (iii) ショートメッセージの送受信
 - (iv) 移動局位置登録状態の表示
- (チ) 直流電源装置
 - (2) 「試験調整（アナログ方式）」の該当事項による。
- (リ) 電界強度等測定
 - イ) 通話メリット測定
 - ロ) 電界強度測定
 - ハ) ビット誤り率（BER）測定
 - ニ) ハンドオフ切換時間測定
 - ホ) 音声系システムレベルダイヤ測定（無線回線毎）
 - (i) 地域指令台～車載型無線装置間の上り、下り回線
 - (ii) 統合指令台～車載型無線装置間の上り、下り回線

12.2.6 免許申請等書類 の作成

(1) 申請書類

受注者は、電波法の規定に従い無線局免許申請書類を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 点検結果

受注者は、電波法の規定に従い落成検査のための点検結果を監督員に提出するものとする。

なお、点検は、登録点検事業者の資格を持つ会社で、かつ、その点検員にて実施するものとし、点検の実施項目は総務省令に規定する該当無線局の種別の項目とする。

また、使用する測定器等は総務省令に規定する条件を満足する測定器等を使用するものとする。

第13章 ラジオ再放送設備工事

第1節 機材

13.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

13.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

13.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

13.2.1

据 付

(1) 機器の据付

(イ) 屋内機器の据付は、第2章第14節耐震設計2.14.1据付および、第3章受配電設備工事3.2.1(1)の該当事項によるほか、次による。

イ)表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

(ロ) 各機器の据付位置は設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

(ハ) ラジオ再放送架の設置にあたっては、CCTV制御架等誘導障害が生じやすい機器との隣接設置は極力さけるものとする。

(2) 空中線支柱建柱

受信空中線柱の建柱は次による。

(イ) 空中線柱の重量を確認のうえ、建柱に適した工法により設計図に定められた所定の位置に設置するものとする。

(ロ) 建屋の屋上又は壁面に建柱する場合は、アンカーボルト等により堅固に取付けるものとする。この際、屋内に水が侵入しないよう、防水処理を十分に施すものとする。

13.2.2

基礎

(1) 基礎

受信空中線の基礎は、設計図による。

なお、掘削、コンクリート工事等は、第2章 第2節 土工事、第3節 地業工事、第4節 コンクリート工事によるほか、次による。

- (イ) 基礎穴は、掘削後そのまま放置することなく切込石材を敷き、型枠、配筋、アンカーボルトの設置後、コンクリートを打設する。
- (ロ) 型枠は、コンクリートの養生期間を十分とった後、取り外し土砂を埋め戻し、ランマー等にて十分打ち固める。
- (ハ) アンカーボルトは、位置及び水平レベルを確認した上で、基礎用鉄筋に緊縛又は溶接する。
- (ニ) 基礎ぐいは、土木工事共通仕様書 第7章 基礎ぐい及びケーソン工の該当事項による。
- (ホ) 基礎寸法等の詳細図は標準図又は設計図による。

13.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 誘導線の敷設にあたっては、トンネル本体や他設備とは完全に隔離しなければならない。特に照明設備や水噴霧設備の噴射ノズルや配水管との接触がないようにしなければならない。

なお、トンネル内面は必ずしも平坦でないので誘導線の引留用碍子の取付けにはトンネル内の凹凸を考慮し直線的に敷設するものとする。

- (ロ) 同軸ケーブルの敷設にあたっては、高圧ケーブルやCCTV用通信ケーブル等とは同一敷設ルートを避けるか極力近接しないよう施工し、誘導障害対策を考慮すること。

13.2.4

接地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。

- (イ) ラジオ再放送架とCCTV制御架とは、誘導障害を考慮し各々個別に行うものとする。

13.2.5
施工の立会い
及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 誘導線の設置位置と建築限界の確認
- (ロ) 制御架の設置
- (ハ) 空中線柱基礎の位置
- (ニ) 型枠、配筋、アンカーボルトの取付
- (ホ) 試験

(2) 試験調整

施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。

- (イ) 受信空中線の方向調整
- (ロ) トンネル外への漏洩電界の測定
- (ハ) 送信周波数の測定
- (ニ) スプリアス測定
- (ホ) 制御動作試験
- (ハ) トンネル内受信電界強度の測定
(各車線毎の連続縦断方向)
- (ト) 出力測定
- (チ) 特性インピーダンス測定、整合器のインピーダンス測定
- (リ) 操作卓より総合試験
- (ヌ) ラジオ再放送波への割り込み試験

13.2.6
申請等書類
の作成

(1) 申請書類

受注者は、電波法等の規定に従い許可申請及び届出書類を作成し監督員に提出するものとする。

第14章 CCTV設備工事

第1節 機材

14.1.1

機 器

- (1) 機器
特記仕様書及び設計図による。
- (2) 予備品付属品
特記仕様書による。

14.1.2

材 料

- (1) 材料
第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

14.1.3

試験及び検査

- (1) 試験及び検査
特記仕様書による。

第2節 施工

14.2.1

据 付

- (1) 機器の据付
 - (イ) CCTVカメラ及び制御機器の据付は、設計図による。詳細な位置決定は、監督員と打合せの上、施工するものとする。
 - (ロ) CCTVカメラを道路、路肩、中央分離帯あるいはトンネル内壁面等に設置する場合は、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
 - (ハ) CCTVカメラの設置位置決定の前には、障害物(将来設置予定のものも含む)等による死角、見え方等の検討を行い、モニタ画面上の視野の決定を行うものとする。
 - (ニ) トンネル内にCCTVカメラを設置する場合は、トンネル巻立て打設時の分界付近はなるべくさけるものとする。また、照明用ランプ光や内照式標識の内照光等がカメラ視野に入らないよう考慮し、カメラの焼付現象、ハレーションを防止するよう設置すること。
 - (ホ) カメラ制御器は、保守点検しやすい位置に取付けるものとする。
なお、トンネル内の場合はハンドホールの直近に設置するものとする。また、筐体前部が内装板等と平面的に同一にするよう考慮すること。

- (h) カメラ制御架の据付は、第2章 第14節 耐震設計
2.14.1据付および、第3章受配電設備工事3.2.1(1)の該当事項によるほか、次による。
イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
- (i) カメラ制御架は、搬入路等について監督員並びに他工事関係者と十分打合せのうえ行うものとし、施工に際し機器に損傷を与えぬよう十分注意すること。
- (j) C C T V制御架の設置にあたっては、ラジオ再放送等誘導障害が生じやすい機器との隣接設置は極力さけるものとする。
- (2) カメラ支柱建柱
(i) 建柱はクレーン車によることを原則とする。
(ii) 支柱重量を確認のうえ、十分吊上げ能力のあるクレーン車にて吊り上げ、アンカーボルトで鉛直にレベル調整のうえ据置き、ダブルナットにて完全に締付ける。
(iii) 支柱プレートと基礎とのすきまは完全にモルタル詰めとする。

14.2.3

配管配線

(1) 配管配線

- 第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次によるものとする。
(i) 各MDF、VDFにおける端子番号表を作成し、ジャンパー接続を行うものとする。

14.2.4

接 地

(1) 接地

- 第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項によるほか、次による。
(i) C C T V制御架とラジオ再放送制御架とは、誘導障害を考慮し個別に行うものとする。

14.2.5

施工の立会い 及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか次による。

- イ) カメラの設置位置
ロ) 建築限界の確認
ハ) 見え方、画角、死角の確認

- ニ) 支柱基礎の位置
- ホ) 型枠、配筋、アンカーボルトの取付
- ヘ) 制御架の設置
- ト) 試験

(2) 試験

施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。

- イ) カメラ方向調節
- ロ) カメラ単体試験
- ハ) 伝送ケーブルの伝送ロス測定
- ニ) 制御架からの切替試験
- ホ) 他設備との連動々作試験
- ヘ) 遠隔制御試験
- ト) 総合試験調整

第15章 ハイウェイラジオ設備工事

第1節 機材

15.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

15.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節
接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

15.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

15.2.1

据 付

(1) 機器の据付

送信装置の据付は、第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該
当事項による。

15.2.2

基 础

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該
当事項による。

15.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項
によるほか、次による。

(イ) 同軸ケーブル敷設にあたっては、高圧ケーブルやCCTV
用通信ケーブル等とは同一敷設ルートを避けるか極力近接
しないよう施工し、誘導障害対策を考慮すること。

(ロ) 同軸ケーブルを支持物に添架の場合には落下等ないよう
ボルト等にて堅固に取付ける。

15.2.4

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項による。

15.2.5

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。

- イ) 誘導線の設置位置と建築限界の確認
- ロ) 送信装置の設置
- ハ) 型枠、配筋、アンカーボルトの取付
- ニ) 試験

(2) 試験調整

施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。

- イ) 送信周波数の測定
- ロ) スピアス測定
- ハ) 電界強度の測定
- ニ) 出力測定
- ホ) 特性インピーダンス測定、整合器のインピーダンス調整

15.2.6

免許申請等書類の作成

(1) 申請書類

受注者は、電波法の規定に従い無線局免許申請書類を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 点検結果

受注者は、電波法の規定に従い落成検査のための点検結果を監督員に提出するものとする。

なお、点検は、登録点検事業者の資格を持つ会社で、かつ、その点検員にて実施するものとし、点検の実施項目は総務省令に規定する該当無線局の種別の項目とする。

また、使用する測定器等は総務省令に規定する条件を満足する測定器等を使用するものとする。

第16章 伝送交換設備工事

第1節 機材

16.1.1

機 器

- (1) 機器
機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。
- (2) 予備品付属品
機材仕様書集及び特記仕様書による。

16.1.2

材 料

- (1) 材料
第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

16.1.3

試験及び検査

- (1) 試験及び検査
機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

16.2.1

据 付

- (1) 盤類の据付
第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。
(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

16.2.2

配管配線

- (1) 配管配線
第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項による。

16.2.3

接 地

- (1) 接地
第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項による。

16.2.4

施工の立会い及び試験

- (1) 施工の立会い
施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。
イ) 基礎ボルトの位置

- ロ) 各種装置の設置
- ハ) 試験

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 外観検査
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 単体試験
- ニ) 対向試験
- ホ) 総合動作試験

16.2.5

届出書類の作成

(1) 届出書類

受注者は、有線電気通信法の規定に従い有線電気通信設備の届出書類を作成し監督員に提出するものとする。

第17章 衛星通信設備工事

第1節 機材

17.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

17.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

17.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

17.2.1

据 付

(1) 盤類の据付

第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

17.2.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項による。

17.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項による。

17.2.4

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18編「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。

- イ) 基礎ボルトの位置
- ロ) 各種装置の設置
- ハ) 試験

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 外観検査
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 単体試験
- ニ) 対向試験
- ホ) 総合動作試験

17.2.5
免許申請等書類
の作成

(1) 申請書類

受注者は、電波法の規定に従い無線局免許申請書類を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 点検結果

受注者は、電波法の規定に従い落成検査のための点検結果を監督員に提出するものとする。

なお、点検は、登録点検事業者の資格を持つ会社で、かつ、その点検員にて実施するものとし、点検の実施項目は総務省令に規定する該当無線局の種別の項目とする。

また、使用する測定器等は総務省令に規定する条件を満足する測定器等を使用するものとする。

第18章 路車間情報設備工事

第1節 機材

18.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

18.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節 接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

18.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

18.2.1

据 付

(1) 機器の据付

送信装置の据付は、第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(1) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

18.2.2

基 础

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該当事項による。

18.2.3

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項によるほか、次による。

18.2.4

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項による。

18.2.5 施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18章「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表18.1による。

表18.1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
型枠、配筋、アンカーボルト取付け	コンクリート打設前
基礎内配管	同上
支柱建柱	建柱、取付作業過程
試験	試験過程

(2) 試験調整

施工完了後、原則として次の試験調整を行うものとする。

- イ) 送信周波数の測定
- ロ) スピアス測定
- ハ) 電界強度の測定
- ニ) 出力測定
- ホ) 特性インピーダンス測定、整合器インピーダンス調整

18.2.6 免許申請等書類の作成

(1) 申請書類

受注者は、電波法の規定に従い無線局免許申請書類を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 点検結果

受注者は、電波法の規定に従い落成検査のための点検結果を監督員に提出するものとする。

なお、点検は、登録点検事業者の資格を持つ会社で、かつ、その点検員にて実施するものとし、点検の実施項目は総務省令に規定する該当無線局の種別の項目とする。

また、使用する測定器等は総務省令に規定する条件を満足する測定器等を使用するものとする。

第19章 情報ターミナル設備工事

第1節 機材

19.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

19.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節
接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

19.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

19.2.1

据 付

(1) 盤類の据付

第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

19.2.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項による。

19.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項による。

19.2.4

施工の立会い及び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、次による。

- イ) 基礎ボルトの位置
- ロ) 各種装置の設置
- ハ) 試験

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 外観検査
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 単体試験
- ニ) 対向試験
- ホ) 総合動作試験

第20章 遠方監視制御設備工事

第1節 機材

20.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品付属品

機材仕様書集及び特記仕様書による。

20.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1 「機材」、第11節
接地工事 2.11.1 「材料」の該当事項及び特記仕様書による。

20.1.3

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2節 施工

20.2.1

据 付

(1) 盤類の据付

第2章 第14節 耐震設計 2.14.1 「据付」および第3章 受
配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

20.2.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」の該当事項
による。

20.2.3

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の該当事項によ
る。

20.2.4

施工の立会い及
び試験

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会
い及び試験」の該当事項によるほか、次による。

イ) 基礎ボルトの位置

- ロ) 各種装置の設置
- ハ) 試験

(2) 試験

全施工完了後、原則として次の項目の試験を行うものとする。

- イ) 外観検査
- ロ) 絶縁抵抗試験
- ハ) 単体試験
- ニ) 対向試験
- ホ) 総合動作試験

第21章 ETC設備工事

第1節 機材

21.1.1

機 器

(1) 機器

機材仕様書集、特記仕様書及び設計図による。

(2) 予備品附属品

機材仕様書集、特記仕様書による。

21.1.2

材 料

(1) 材料

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.1「機材」、第11節 接地工事 2.11.1「材料」の該当事項、特記仕様書及び設計図による。

第2節 接地

21.2.1

接 地

(1) 接地

第2章 第11節 接地工事 2.11.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

(イ) 接地線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

第3節 試験及び検査

21.3.1

試験及び検査

(1) 試験及び検査

機材仕様書集、特記仕様書による。

第4節 施工

21.4.1

路側無線装置

21.4.1.1

据 付

(1) 機器の据付

(イ) 通信制御部（車線サーバ）及び無線部の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

(ロ) 通信制御部（車線サーバ）の据付は、第2章第14節耐震設

21.4.1.2
基 础

21.4.1.3
配管配線

計2.14.1据付および、第3章受配電設備工事3.2.1(1)の該当事項によるほか、次による。なお、通信制御部（車線サーバ）及び無線部の据付は、堅固に据付するものとする。

- イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
 - (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
- (2) ガントリー支柱建柱
- (イ) 建柱はクレーン車によることを原則とする。
 - (ロ) ガントリー支柱の重量を確認の上、十分吊り上げ能力のあるクレーン車で吊り上げ、アンカーボルト部において鉛直にレベル調整し、ダブルナットにて完全に締付ける。
 - (ハ) ガントリー支柱プレートとガントリー基礎とのすきまは、完全にモルタル詰めとする

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該当事項による。

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) アイランド上には他の設備のケーブルも配線されるため、整然と配線し、結束は500mm間隔に行うこと。
- (ロ) 給電線の接続、端末処理において、防水に十分な注意をはらい施工するものとする。
- (ハ) 給電線の支持間隔は1m未満とし、歪み、たわみのないよう施工するものとする。

なお、空中線柱上部の支持は設計図による。

- (ニ) 地下管路以外の壁貫通の場合の給電線引込口は、屋外へ向けた水勾配をとり、防水コンパウンドにより完全に防水するものとする。
- (ホ) 屋外における給電線支持金具は、ステンレス製もしくは溶接亜鉛メッキを施した金具により行うものとする。
- (ヘ) ケーブル敷設に際しては、他設備との取合いを十分考慮し、極力直線的に配線するものとする。
- (ト) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.1.4 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.1による。

表21.1 施工の立会い（路側無線装置）

施工内容	立会い時期
無線部及び通信制御部の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
型枠、配筋、アンカーボルトの取付	コンクリート打設前
ガントリー基礎内配管	コンクリート打設前
ガントリー支柱建柱、無線部取付	建柱、取付作業過程

21.4.2 ETC車線表示板

21.4.2.1 据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は設計図によるが、他の標識等の位置等を十分考慮する。
- (ロ) 表示板の向きは、監督員と打合せのうえ、施工するものとする。
- (ハ) 表示板の高さは、路面と表示板の最下端との高さは5m以上とする。

(2) ガントリー支柱建柱

- (イ) 建柱はクレーン車によることを原則とする。
- (ロ) ガントリー支柱の重量を確認の上、十分吊り上げ能力のあるクレーン車で吊り上げ、アンカーボルト部において鉛直にレベル調整し、ダブルナットにて完全に締付ける。
- (ハ) ガントリー支柱プレートとガントリー基礎とのすきまは、完全にモルタル詰めとする。

21.4.2.2 基礎

(1) 基礎

第8章 可変式道路情報板設備工事 8.2.2の(1)「基礎」の該当事項による。

21.4.2.3 配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.2.4 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.2による。

表21.2 施工の立会い（ETC車線表示板）

施工内容	立会い時期
表示板の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
型枠、配筋、アンカーボルトの取付	コンクリート打設前
ガントリー基礎内配管	コンクリート打設前
ガントリー支柱建柱、表示板取付	建柱、取付作業過程

21.4.3 車両検知器

21.4.3.1 据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。
 (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
 (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
 (ニ) 投受光部の光軸が一致するよう取付ける。

21.4.3.2 配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.3.3 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.3による。

表21.3 施工の立会い（車両検知器）

施工内容	立会い時期
車両検知器の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程

21.4.4 ナンバープレート読み取装置

21.4.4.1 据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細な位置決定は、監督員と打合せの上、施工するものとする。
- (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
- (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
- (ニ) 機器の設置位置決定の前には、障害物（将来設置予定のものも含む）等による死角、見え方等の検討を行い、モニタ画面上の視野の決定を行うものとする。
- (ホ) 機器が取付けられた支柱が鉛直となるようにレベル調整のうえ、ダブルナットにて完全に取付ける。

21.4.4.2 配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.4.3 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.4による。

表21.4 施工の立会い（ナンバープレート読取装置）

施工内容	立会い時期
ナンバープレート読取装置の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取り付け	施工前、設置作業過程
支柱建柱	建柱、取付作業過程
見え方、画角、死角の確認	設置作業過程

21.4.5 路側表示器

21.4.5.1 据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は設計図によるが、他の標識等を十分考慮する。
- (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
- (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
- (ニ) 表示器の向きは、障害物等による死角、見え方等の検討を行い、監督員と打合せの上、施工するものとする。
- (ホ) 表示器の高さについては、路面と路側表示器の表示中心までの高さが1.5m程度とする。
- (ハ) 表示器が取付けられた支柱が鉛直となるようにレベル調整のうえ、ダブルナットにて完全に締付ける。

21.4.5.2 配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.5.3 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.5による。

表21.5 施工の立会い（路側表示器）

施工内容	立会い時期
路側表示器の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程
支柱建柱、表示器取付	建柱、取付作業過程
見え方、死角の確認	設置作業過程

21.4.6 発進制御機

25.4.6.1 据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。
- (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
- (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。

21.4.6.2 配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.6.3 施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.6による。

表21.6 施工の立会い（発進制御機）

施工内容	立会い時期
発進制御機の位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程

21.4.7

ブース内表示器

21.4.7.1

据付

(1) 機器の据付

ブース内表示器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

21.4.7.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

(イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.7.3

施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.7による。

表21.7 施工の立会い（ブース内表示器）

施工内容	立会い時期
ブース内表示器の位置及び設置	施工前、設置作業過程

21.4.8

インターホン

21.4.8.1

据付

(1) 機器の据付

(イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

(ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。

(ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。

21.4.8.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

(イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.8.3

施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.8による。

表21.8 施工の立会い（インターホン）

施工内容	立会い時期
インターホンの位置及び設置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程

21.4.9

通行券発行装置

21.4.9.1

据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。
- (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
- (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。

21.4.9.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.9.3

施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.9による。

表21.9 施工の立会い（通行券発行装置）

施工内容	立会い時期
通行券発行装置の位置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程

21.4.10

車線監視カメラ

21.4.10.1

据付

(1) 機器の据付

- (イ) 機器の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。
- (ロ) 機器は、堅固に据付するものとする。
- (ハ) 機器を設置する場合には、道路の規格構造等を考慮し、建築限界に十分注意を払い設置するものとする。
- (ニ) 機器の設置位置決定の前には、障害物（将来設置予定のものも含む）等による死角、見え方等の検討を行い、モニタ画面上の視野の決定を行うものとする。
- (ホ) 支柱が鉛直となるようにレベル調整のうえ、ダブルナットにて完全に取付けるものとする。

21.4.10.2

配管配線

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

- (イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

21.4.10.3

施工の立会い

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.10による。

表21.10 施工の立会い（車線監視カメラ）

施工内容	立会い時期
車線監視カメラの位置	施工前、設置作業過程
建築限界の確認	施工前、設置作業過程
アンカーボルトの取付	施工前、設置作業過程
支柱建柱、カメラの取付	建柱、取付作業過程
見え方、画角、死角の確認	設置作業過程

**21.4.11
料金所サーバ**

**21.4.11.1
据付**

(1) 機器の据付

料金所サーバの据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

**21.4.11.2
配管配線**

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

(イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

**21.4.11.3
施工の立会い**

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気通設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.11による。

表21.11 施工の立会い（料金所サーバ）

施工内容	立会い時期
基礎ボルトの位置	施工前、設置作業過程
料金所サーバの設置	施工前、設置作業過程

**21.4.12.
ICカード処理
装置**

**21.4.12.1
据付**

(1) 機器の据付

ICカード処理装置の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

**21.4.12.2
配管配線**

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」によるほか、次による。

(イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

**21.4.12.3
施工の立会い**

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.12による。

表21.12 施工の立会い（ICカード処理装置）

施工内容	立会い時期
基礎ボルトの位置	施工前、設置作業過程
ICカード処理装置の設置	施工前、設置作業過程

**21.4.13
車線監視制御盤**

**21.4.13.1
据付**

(1) 機器の据付

車線監視制御盤の据付位置は、設計図によるものとするが、詳細は監督員と打合せの上、施工するものとする。

**21.4.13.2
配管配線**

(1) 配管配線

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2「施工」の該当事項によるほか、次による。

(イ) 電線に取付ける表示札等には、用途を明示しないものとする。

**21.4.13.3
施工の立会い**

(1) 施工の立会い

施工の立会いは、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」第2章「施工」第18節「施工の立会い及び試験」の該当事項によるほか、表21.13による。

表21.13 施工の立会い（車線監視制御盤）

施工内容	立会い時期
基礎ボルトの位置	施工前、設置作業過程
車線監視制御盤の設置	施工前、設置作業過程

**21.4.14
免許申請等書類
の作成**

(1) 申請書類

受注者は、電波法の規定に従い無線局免許申請書類を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 点検結果

受注者は、電波法の規定に従い落成検査のための点検結果を監督員に提出するものとする。

なお、点検は、登録点検事業者の資格を持つ会社で、かつ、その点検員にて実施するものとし、点検の実施項目は総務省令に規定する該当無線局の種別の項目とする。

また、使用する測定器等は総務省令に規定する条件を満足する測定器等を使用するものとする。

第22章 建物電気設備工事

第1節 機材

22.1.1

制御盤

(1) 一般事項

形式等は、特記仕様書及び設計図による。

(2) 導電部

(1) 絶縁電線の被覆の色は、表22.1による。

ただし、主回路は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編「電力設備工事」の該当事項によることができる。

表22.1 電線の被覆の色

回路の種別	被覆の色
一般	黄
接地線	緑

[備考]1. 主回路に特殊な電線を用いる場合は黒色とができる。

2. 制御回路に特殊な電線を用いる場合は、他の色とができる。

3. ここでいう接地線とは、回路又は器具の接地を目的とする配線をいう。

(2) 裸の導体には、被覆、塗装、亜鉛めっき等の酸化防止処置を施す。

(3) 器具類

(1) 器具類は、負荷の特性に適合したものとする。

(2) 表示灯の工業用LED球は、正面から容易に交換できる構造とする。

(4) 表示

ドア裏面に設ける銘板は、電源種別ごとに定格を明示する。

第2節 施工

22.2.1

電灯設備

(1) 機器の取付け及び接続

天井扇、換気扇は、堅固に取付ける。

22.2.2

施工の立会い及び試験

(1) 施工の試験

非常用の照明装置の照度測定箇所は設計図の指定による。

第23章 建物弱電設備工事

第1節 機材

23.1.1

端子盤

(1) 一般事項

各部は、良質な材料で構成し、容易に緩まず、丈夫で耐久性に富み、電線の接続、点検等が容易なものとする。

(2) 端子盤

(イ) 端子板は、NTT仕様10回線2号A端子板、又はこれに準ずるもので、片ねじ、片はんだ、又は両ねじ式とする。

(ロ) 耐電圧は、端子相互間及び端子とキャビネット間に、商用周波数の交流電圧500Vを1分間加え、これに耐えるものとする。

(3) 案内図受け

扉内側の見やすい位置に案内図受け(透明プラスチック板付)を設ける。

(4) 通信用保安器

通信用保安器を設ける場合の規格は、表23.1による。

表23.1 通信用保安器の規格

項目	用途	一般電話回線	ISDN回線
動作開始電圧	120V以上	75V以上	
過電流制限特性	100mA以下	100mA以下	
保護レベル	大地間:500V以下	大地間:200V以下	
放電耐量	4000A以上	4000A以上	
伝送損失	1dB以下	—	

[備考] (1) 過電流制限特性は、1Aの過電流を通電したときの値とする。
 (2) 保護レベルは、線間～大地間に $1.2/50\mu s$ 、10kVを印加したときの値とする。
 (3) 放電耐量は、電流波形 $8/20\mu s$ の場合の値とする。
 (4) 伝送損失は、DC～3.4kHzのときの値とする。

23.1.2

集合監視盤

(1) 一般事項

(イ) 形式構成等は設計図によるが、原則的な基本構成及び機能は次による。

イ) 基本構成

インターホン装置、拡声放送装置、非常警報装置、故障

表示、録音再生装置等の機器を専用ラックに収容する。

(ロ) 機能

(ⅰ) 料金所ブース、仮眠室、休憩室、事務室、警察官詰所等との連絡通話ができるものとし、使用状態を表示させる事ができるものとする。

(ⅱ) 料金所ブース等に設置されたスピーカにより一斉放送ができるものとする。

(ⅲ) 路上(入口、出口)に対して音声放送及び録音媒体の録音内容を放送することができるものとする。

(ⅳ) 外部スイッチにより、非常ベルを鳴動させることができるものとする。

(ⅴ) 動力設備の故障を表示し、警告ブザーを鳴動させることができるものとする。

(ハ) 良質な材料で構成し、各部は容易に緩まず、丈夫で耐久性に富み、電線の接続、機器類の保守、点検等が容易なものとする。

(ハ) 配線孔は、電線の被覆を損傷するおそれのないようブッシング等を設ける。

ただし、被覆の損傷するおそれのないものはこの限りでない。

(ニ) 原則として、外部配線との接続用の端子、コネクタ及びジャック等を設ける。

(ホ) 最大使用電圧が60Vを越える回路を含む機器の外箱には、接地端子を設ける。

なお、接地端子は、はんだを使用せず、太さ 1.6m 以上の接地線を接続できる構造とする。

(ヘ) 機器を収納するラックは、鋼製又はアルミ製とし、鋼板の表面見えがかり部分は、指定色により平滑美麗に仕上げる。

(2) インターфон装置

(イ) インターфонは、JIS C 6020「インターфон通則」による。

(ロ) 卓上型は、原則としてゴム足等を底部に取付けたものとする。

(ハ) 選局機構は、押しボタン式とする。

(3) 拡声放送装置

(イ) スピーカは、料金所ブースは埋込型、路上放送用はトランペット型とする。

(ロ) 料金所ブース等に設置されたスピーカにより一斉放送ができるものとする。

23.1.3
テレビ共同受信
装置

- (八) 路上に対して、マイクロホンにより拡声放送及び録音媒体の録音内容を放送することができるものとする。
- (4) 非常警報装置
- (イ) 非常ベル、表示灯、起動装置及び電源部は日本消防検定協会の認定証票が貼付されたものとする。
- (ロ) 起動装置は丸型とし、表面に「非常警報」の文字を記入する。
- (ハ) 起動装置の押しボタンは押した状態を保持するものとし、押しボタン保護板は特殊な工具を用いることなく取替え又は再使用が可能なものとする。

23.1.4
火災報知装置

- (1) 一般事項
- 火災報知装置は、消防法に適合したもののはか、次による。
- (イ) 良質な材料で構成し、各部は容易に緩まず、丈夫で耐久性に富み、配線の接続、機器類の保守、点検、修理等が容易なものとする。
- (ロ) 最大使用電圧が60Vを越える回路を含む機器の外箱の接地端子は、23.1.4の(1)「一般事項」の(ホ)による。

23.1.5
機材の試験

- (1) 試験
- 特記仕様書、又は製造者の社内規格による試験方法により所定の規格であるほか、次による。
- (イ) 拡声装置の試験は、表23.2、表23.3及び表23.4に基づいた形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、確認を受

ける。

表23.2 拡声装置の試験

細目 機種	試験の種類	試験項目	試験内容
各機器共通	構造試験	構造	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された構造であること。
		特性	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された特性であること。
		出力	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された出力であること。
		絶縁抵抗	交流100V電源部の1次側（電源端子）と外箱の間の絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計で測定し、10MΩ以上とする。
		耐電圧	電源部の1次側（電源端子）との間に表25.6に示す電圧を加え、異常のこと。
		動作	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された動作機能であること。
増幅器 マイクロホン 録音再生装置 CDプレーヤ コーンスピーカ	性能試験	温度上昇	ボリュームを最大の位置にし出力のひずみ率が10%となるような連続正弦波の入力信号と波高値が同一なトーンパースト波信号(8波ON、24波OFF)を加えた状態にし、外部の温度がほぼ一定となったときの温度を測定し、表25.5に示す値以下であること。
		絶縁抵抗	電源部の1次側（電源端子）と外部との間で絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計で測定し、10MΩ以上とする。ただし、大容量で複数個の電源トランジスを有するものについては $10/NM$ Ω以上とする(Nは電源トランジスの台数)。
		特性	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された特性であること。
機能試験		総合試験	単体試験完了後、関連する装置又は模擬装置と接続し、設計図書に示された機能の試験を行う。

[備考] 絶縁抵抗試験及び耐電圧試験を行うのに不適当な部分は、これを除外して行う。

表23.3 拡声装置の温度上昇

種 別	測 定 箇 所	温 度 差
定格出力100W以上の 增幅器	箱表面で最も高い箇所	55°C
	操作パネル面	30°C

表23.4 拡声装置の耐電圧試験

1次側電源電圧の区分	試験電圧	印加時間
交流100V以上150V以下	交流1000V	1分間
	交流150Vを越え300V以下	

[備考] (1) 交流試験電圧は、商用周波数のものとする。

(2) 耐電圧試験を行うのに不適切な部分は、これを除外して行う。

(1) インターホン装置の試験は、表23.5に基づいた形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、確認を受ける。

表23.5 インターホン装置の試験

細目 機種	試験の種類	試験項目	試験 内 容
各機器	構造試験	構 造	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された構造であること。
		電圧変動	取付状態に近似した状態で定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		絶縁抵抗	交流100V電源部の1次側（電源端子）と外箱との間の絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計で測定し、10MΩ以上とする（絶縁抵抗試験を行うに不適切な部分は、これを除外して行う）。
	性能試験	動 作	製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示された動作機能であること。
		総合試験	単体試験完了後、関連する装置又は模擬装置と接続し、設計図書に示された機能の試験を行う。

第2節 施工

23.2.1

電話設備

(1) 配線等

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」及び第11節 接地工事 2.11.2 「施工」の当該事項による。

23.2.2

集合監視盤設備

(2) 架空引込み配管

- (イ) 架空引込み配管は、建物の外側に0.1m以上突出させ、雨水が容易に入らないよう下向きに設ける。
- (ロ) フックボルトは、引込口上約0.2mに取付けるものとし、フックボルトの太さは、呼び径12mm以上とする。

23.2.2

集合監視盤設備

(1) 配線等

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」 及び第11節 接地工事 2.11.2 「施工」 の当該事項による。

(2) 機器の取付け

(イ) 一般事項

- イ) 自立型及びラック等のものは、耐震を考慮して固定する。
- ロ) 壁掛型のものは、壁面に固定する。

(ロ) インターфон設備

- イ) インターфон本体と入出力配線は製造者により異なるため留意する。
- ロ) インターфонの取付けは、周囲の状況等を考慮して利用しやすい位置・高さを選定する。
- ハ) 屋外のものは、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるIPX2とする。
- ニ) 線種と線径による配線長を考慮し、雑音、音量低下の生じないようにする。

(ハ) 拡声放送設備

- イ) 増幅器の入出力配線施工には、雑音、発振、混信等を防ぐため、強電流電線等とは十分な離隔を取る。また、高周波を発生させる機器がある場合は、接近させないように留意する。
- ロ) 同一室内に同一放送系統のスピーカを2個以上取付ける場合は、スピーカ相互の極性を考慮し接続する。
- ハ) 屋外用のスピーカは、風雨に耐えられるよう取付けるものとし、必要に応じ取付台等を用いる。

(ニ) 非常警報設備

- イ) ブース内の押しボタンは、収受員が誤って接触しない位置に取付ける。
- ロ) ベルの音量は、適量に調節する。

23.2.3

非常通報装置

(1) 配線等

第2章 第10節 配管配線工事 2.10.2 「施工」 及び第11

23.2.4 施工の立会い及び試験

- 節 接地工事 2.11.2 「施工」の当該事項による。
- (2) 機器の取付け
非常通報装置は、壁掛け形を標準とする。
なお、保守点検等に支障のないよう最小余地を0.25mとする。

(1) 施工の試験

拡声設備は、機器接続儀後、表23.6による試験を行う。

表23.6 拡声設備の試験

細目 試験 の種類	試験項目	試験内容	試験個数
機能試験	動作	製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示されている動作であることを確認する。	全数
	インピーダンス*	インピーダンス試験器(1kHz)を用い、各回線のインピーダンスを測定する。	
	残響時間*	拡声装置を用いてピンクノイズを発生させ断続音を記録し、フィルタと高速度ペンドレコーダによって減衰のパターンを記録し、残響時間を測定する。	
	伝送周波数特性*	音源に1/3オクターブバンドピンクノイズを用い、増幅器、スピーカ及び室の影響を含む受音点までの特性を測定する。同時にコントロールアンプのグラフィックイコライザ(GEQ)を用い、フラットパワースポンスを確認する。	
	音圧分布*	ピンクノイズのバンドノイズを用い、聴取位置での音圧分布を測定する。	

[注] ※印の試験は、設計図書で指示された場合とする。

提出書類目次

1. 工事変更指示書	様－2
2. 工事打合簿	様－3
3. 工事材料確認願	様－4
4. 発生材調書	様－5
5. 工事災害通知書	様－6
6. スライド請求書	様－7
7. スライド額見積書	様－8
8. スライド額同意書	様－9
9. 不可抗力による損害額協議書・同意書	様－10
10. 工期の変更協議書・同意書	様－11
11. 工期延長願	様－12
12. 年度出来高計画書	様－13
13. 年度出来高修正計画書	様－14
14. 工事出来形部分検査願	様－15
15. 工事しゅん功・一部しゅん功届	様－16
16. 部分使用協議書・同意書	様－17
17. 工事中事故報告書	様－18
18. 工程表	様－19
19. 月間工程表	様－20
20. 週間管理表	様－21
21. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	様－22
22. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	様－23
23. 受領書・返還書	様－24
24. VE提案書	様－25
25. 総合評価計画書・総合評価実施報告書	様－29
26. 再資源化完了報告書	様－32
27. 工事費構成内訳書提出書	様－33

※提出書類の様式は、JIS A列とする。

※印紙税法の課税対象となる書類については、関係法令を遵守の上、提出するものとする。

様式第1号

工事変更指示書

No. _____

工事名 _____	契約番号 指示年月日 令和 年 月 日										
受注者 殿	監督員 指示者 印										
<p>標記工事について、下記のとおり契約書類の変更を指示します。 御異議が無ければ、同意書を提出願います。 なお、本件は別途変更契約書を締結します。</p>											
<p>〔変更内容〕 1. 変更の概要 _____ _____ _____</p> <p>2. 数量の増減（概算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>増減数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目番号	項目	単位	増減数量	摘要					
項目番号	項目	単位	増減数量	摘要							
上記による工期変更協議の 対象の有無	有・無 (変更日数の協議開始日 年 月 日)										

様式第2号

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙
(注3)

工事打合簿

工事名

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()		
<hr/>			
処理・回答	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	上記について受領します。 〔 令和 年 月 日〕	

監督員	主任補助監督員
印	印

現場代理人
印

【電磁的記録による場合（メール等）】

- (注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。
 (注2) 発出者は、発出者側の印を押印後、スキャニングを行い、その電磁的記録（PDF）を受領者に送付する。受領者は、発出者からの電磁的記録（PDF）を印刷し、受領者側の印を押印後、スキャニングを行い、その電磁的記録を発出者に送付する。紙媒体において、両社が共に押印しないこと。発出者又は受領者が押印した各々の書類は、押印者が保管するものとする。

【紙による場合】

- (注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。
 (注2) 受領者は処理・回答欄に記載したうえで複写保管するとともに、正を発議者に返送するものとする。
 (注3) 契約額の変更に関わらず、工事目的物の変更指示、承諾、了承が必要となる現場施工の変更を伴う場合に発出者が貼付する。現場施工の変更は、仕様を補充する内容を含む。

様式第3号

令和 年 月 日

殿

受注者

現場代理人 印

工事材料確認願

(工事名)

標記について、下記のとおり材料を使用したいので、ご確認下さいますようお願いいたします。

記

品名	製造元	品質規格	確認年月日	確認印	特記事項

(注) 2枚複写とし、発注者、受注者各1部保管する。

(備考) 1. 使用箇所について、特に必要がある場合は特記事項欄に記入する。

2. 上記材料の確認にあたり、指示事項等あれば特記事項欄に記入する。

様式第4号

令和 年 月 日

殿

受注者

現場代理人

印

発生材調書

(工事名)

標記について、下記のとおり報告します。

1. 工事場所
2. 発生（受領）年月日
3. 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 (規格等)	概算数量	
		本数, m	k g
合 計			

(注) 1. 発生年月日は、工事を施工した日付を記入する。

2. 原因別に一葉ずつ作成する。

様式第5号

工事災害通知書

令和 年 月 日

殿

受注者

現場代理人 印

(工事名)

件 名					
発生年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
連続雨量 mm (月 日 時 ~ 月 日 時)					
24時間雨量 mm 1時間雨量 mm 最大風速 m/s					
その他 (河川の洪水による災害の場合、洪水位、洪水流量、洪水継続時間等記入)					
災害内容					
番号	測点	災害内容	概算数量	概算損害額	摘要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		合 計			
添付書類		(位置図)、(写真)出来れば災害前と対比したものとする。 (数量算出内訳)			

様式第6号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社

支社長（所長） 殿

(受注者

殿)

住 所

会社名

代表者 印

(西日本高速道路株式会社 支社

支社長（所長） 印)

スライド請求書

(工事名)

標記工事について、工事請負契約書第25条第1項から第4項及び〇〇工事共通

仕様書1.34の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 契約締結日 : 令和 年 月 日

2. 工期 : 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

3. 請負代金額 : ¥ 円

4. スライド額 : 積算数量が確定後、協議する。

(注) () 内は、当社から請求の場合を示す。

様式第7号

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

スライド額見積書

(工事名)

標記工事について、スライド額見積方通知書（令和 年 月 日付け）

に基づき下記のとおり見積します。

記

1. 契約締結日 : 令和 年 月 日

2. 工期 : 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

3. 請負代金額 : ¥ 円

4. 適用基準日 : 第1回目 令和 年 月 日
第2回目 令和 年 月 日

5. 適用基準日における出来高及び金額

: 第1回目 出来高 % 金額 円

第2回目 出来高 % 金額 円

6. スライド額 : ¥ 円

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

スライド額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました工事変更指示書、工事の一時中止に伴う増加費用の負担額については同意致します。

以上

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙
(注2)

(注1) 提出方法は、電磁的記録（メール等）又は紙によること。電磁的記録による場合は、現場代理人の印を押印後、スキャニングを行い、その電磁的記録（PDF）を監督員宛に送付する。押印した書類は、押印者が保管するものとする。

(注2) 紙による場合は、印紙税法による収入印紙が必要。

様式第9号

号

令和 年 月 日

受注者

現場代理人 殿

監督員 印

不可抗力による損害額協議書

(工事名)

令和 年 月 日付けで請求のあった件について、下記のとおり協議します。

御異議が無ければ、同意書を提出願います。

記

1. 損害負担金額 円
2. 支払い条件 損害負担の支払は、請求を受けた日から 40 日以内に支払う。
3. 異議の申立 本協議成立後は、本件について異議を申立てることは認めない。

以上

監督員 殿

受注者 印

不可抗力による損害額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました標記工事
の不可抗力による損害額につきましては同意いたします。

以上

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙

様式第 10 号

号

令和 年 月 日

受注者

現場代理人 殿

監督員 印

工期の変更日数協議書

(工事名)

標記について、下記のとおり工期の変更日数を決定したいので協議します。
御異議が無ければ、同意書を提出願います。

記

1. 工期の変更日数

増(減)

日間

以 上

監督員 殿

受注者 印

工期の変更日数同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました標記工事
の工期の変更日数につきましては同意いたします。

以 上

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

工 期 延 長 願

(工事名)

標記について、工事請負契約書第 21 条の規定に基づき、下記のとおり
延長してくださるようお願いいたします。

記

1. 当初工期 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

2. 延長工期 令和 年 月 日まで (延長日数) 日

3. 延長理由

(注) 変更工程表を添付すること。

様式第 12 号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

住 所

会社名

代表者

印

年度出来高計画書

(工事名)

標記工事の年度出来高予定を下記のとおり計画しましたので、提出します。

記

1. 工程表 : 別紙のとおり

2. 年度出来高予定額

年 度 区 分	年 度 出 来 高 予 定 額	累 計 出 来 高 予 定 額
令和 年度		
令和 年度		
計		

(注) 工程表を添付すること。

様式第 13 号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

住 所

会社名

代表者

印

年度出来高修正計画書

(工事名)

標記工事の年度出来高予定の修正を下記のとおり計画しましたので、提出します。

記

年 度 区 分	修 正 前 出 来 高 額	前年度出来高に基づき 修正された出来高予定額
令和 年度		
令和 年度		
計		

様式第 14 号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

住 所

会社名

代表者

印

工事出来形部分（第 回）検査願

(工事名)

標記について工事出来形部分（第 回）払を請求したいので、

検査をお願いいたします。

様式第 15 号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

西日住 所

会社名

代表者 印

工事しゅん功・一部しゅん功届

(工事名)

標記工事（一部しゅん功部分）を完成しましたので、お届けいたします。

様式第 16 号

令和 年 月 日

受注者 殿

監督員 印

部分使用協議書

(工事名)

標記について、下記のとおり部分使用いたしたいので、工事請負契約書第 33 条の規定に基づき協議いたします。なお、御異議のない場合は監督員あて同意書を提出願います。

記

1. 部分使用場所
2. 使用開始予定日
3. 使用目的

以上

監督員 殿

受注者 印

部分使用同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました標記工事

の部分使用につきましては同意いたします。

様式第 17 号

監督員

令和 年 月 日

殿

受注者

現場代理人

印

工事中事故報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

1. 発生年月日

2. 発生場所

3. 死傷者等

分類 (一般公衆、 下請業者等)	氏名	性別	年令	住所	所属業者名	職種	経歴	死亡	重傷	軽症	物件 その他の 損害

4. 事故に対する措置

5. 事故の状況及び原因

6. J V の型式 (甲型、乙型の別)

7. 添付書類 (位置図、状況図、写真等)

表

程

工

(工事名)

項 目 項 目	令和 年						備 考
	月	月	月	月	月	月	

週間管理表

監督員

殿

工事名

受注者
現場代理人

查 檢 會 立 王 施

番号	品名	製造元	検査年月日	検査実施者	合否	検査方法	記事	
							確認・検査の別	確認項目
①	ケーブル接続材			印	合・否	現地・カメラ	②	配線工
				印	合・否	現地・カメラ		
				印	合・否	現地・カメラ		
				印	合・否	現地・カメラ		

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	評価内容	受注者名 備考
項目		
□ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	□施工規模	
	□構造物固有	既設施工と新設施工の機能拡充又は構造の拡充 運用中の既設設備や建物機能を確保しながらの施工
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応
	□その他	
□ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け	
	□施工関係	加工組立等の工夫 配線、配管等での工夫 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設計画の工夫、施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善、交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□社会性等地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式第 22 号

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第 23 号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

受注者

現場代理人 印

受領書

下記のとおり受領いたしました。

- 1 材料名
 - 2 数量
 - 3 形状、寸法、規格
 - 4 その他
-

返還書

下記のとおり返還いたします。

- 1 貸与期間
 - 2 その他
-

上記については受領いたしました。

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長）

印

（注）2部提出させ、1部受注者に返還する。

様式第24号

提出日：令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者

印

V E 提案書

工事件名：	連絡者	
契約番号：	氏名：	
工期開始の日：	Tel : FAX :	
V E 提案の概要 注) 記入欄が不足する場合は、別紙追記。 なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするもの。		
番号	項目内容	概算低減額：千円
概算低減額合計		
V E 提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容と提案事項との対比及び提案理由（様式 25-2 号） (2) 品質保証の証明（様式 25-2） (3) V E 提案の実施方法に関する事項（様式 25-2 号） (4) V E 提案による概算低減額及び算出根拠（様式 25-3 号） (5) 関連工事との関係（様式 25-4） (6) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項（様式 25-4 号） (7) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（様式 25-4 号） (8) その他詳細資料及び図面		

様式第 24-2 号

番号		項目内容
----	--	------

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比	
[現状] ……略図等	[提案] ……略図等

(2) 提案理由

(3) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(4) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領、工程等を記入）

樣式第24—3號

VE提案による概算低減額及び算出根拠

番号 番号

様式第24-4号

番号		項目内容
----	--	------

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

総合評価計画書（一覧表）

工事名	
受注者名	
評価指導	

評価項目：

提案 NO.	提案項目	実施内容（施工・実施方法）	確認・管理方法	報告方法	当初提案からの変更	その他必要事項

総合評価計画書（実施工工程表）

工事名												
受注者名												

評価指導												

評価項目：													
NO.	提案内容	実施規模	実施期間										備考
			令和 1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	

評価項目：													
NO.	提案内容	実施規模	実施期間										備考
			令和 1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

総合評価実施報告書

工事名			
総合評価技術提案			
提案中項目			
提案小項目			
確認認日	令和 年 月 日	立会者	
(説明)			
(添付図、写真等)			

(添付資料 有 無)

様式第 26 号

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

再資源化完了報告書

(工事名) _____

標記工事について、下記のとおり再資源化が完了したので報告します。

記

1. 再資源化の完了日： 令和 年 月 日

2. 再資源化した特定建設資材廃棄物の種類

- コンクリート塊 コンクリート及び鉄からなる建設資材
アスファルト・コンクリート塊 木材

3. 再資源化を行った施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

4. 再資源化数量 トン

5. 再資源化に要した費用 円

6. 添付書類（写真、マニフェストの写し等の実施状況記録）

（注－1）項目3について、現場内で再資源化を行った場合は、現場内に設置した再資源化施設の名称と主な仮装場所を記載する。

様式第27号

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者

印

工事費構成内訳書提出書

(工事名)

標記工事の工事費構成内訳書提出書を下記のとおり作成しましたので、提出します。

記

工程表 : 別紙のとおり

以上

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
単価表の合計金額	式	1	0	
諸経費	式	1	0	
工事価格				
消費税相当額	式	1		
工事費計				
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額				

※諸経費は該当する項目のみ記入すること。

※必要に応じて法定福利費の算出根拠を添付すること。

引用規格一覧

1. 日本産業規格 (JIS)

規格番号	年 次	規 格 名 称	掲載ページ
JIS A 4201	2003	建築物等の雷保護	75
JIS Z 9290-1	2014	雷保護－第1部：一般原則	75
JIS Z 9290-3	2014	雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険	75
JIS Z 9290-4	2009	雷保護－第4部：建築物内の電気及び電子システム	75
JIS B 1168	1994	アイボルト	80, 81
JIS B 1169	1994	アイナット	79, 81
JIS B 2801	1996	シャックル	79, 80, 81
JIS C 0920	2003	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）	148
JIS C 3102	1984	電気用軟銅線	73
JIS C 3307	2000	600Vビニル絶縁電線（IV）	73
JIS C 3653	2004	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	67
JIS C 6020	2012	インターホン通則	144
JIS C 8425	1984	屋内配線用合成樹脂線び（樋）	66
JIS G 3550	2012	構造用ステンレス鋼ワイヤロープ	79, 81
JIS H 3100	2012	銅及び銅合金の板並びに条	72
JIS H 3250	2015	銅及び銅合金の棒	72
JIS H 3300	2012	銅及び銅合金の継目無管	72
JIS H 8641	2007	溶融亜鉛めつき	65, 66

電気通信工事共通仕様書

令和2年10月

発 行 西日本高速道路株式会社